

令和6年6月5日（水曜日）

○出席議員（9名）

1番	三浦克欣	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	合田宏	議員	8番	林真弥	議員
3番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
4番	池島和喜夫	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員			

○欠席議員（2名）

11番	甲部昭夫	議員	12番	坂井幸雄	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	山辺浩久
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	総務課担当課長	竹林明美
長寿福祉課長	田嶋洋子	総務課担当課長	高名雅弘

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 5 日 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 7 号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第 9 号 令和 6 年度中能登町一般会計補正予算

議案第10号 令和 6 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第11号 令和 6 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第12号 令和 6 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 3 常任委員会付託

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため、また、11番 甲部昭夫議員から体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は9名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和6年度中能登町議会6月定例会議を再開します。

本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から6月18日までの14日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、2番 合田 宏議員、3番 角 久子議員を指名いたします。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員） 日程第2

議案第7号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条

例の一部を改正する条例について

議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算

議案第10号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第11号 令和6年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第12号 令和6年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

以上の議案7件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和6年度中能登町議会6月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し上げるとともに、提案いたしました各議案について、ご説明をいたします。

まず初めに、令和6年能登半島地震発生から5か月が経過しましたが、町内には依然として震災の爪痕が残っている状況であり、町民の皆様の日常生活に大変不便をおかけしておりますことに心よりおわびを申し上げます。

特に、道路につきましては、復旧が進んでいない箇所も多い状況であります。現在、被害が大きい道路や下水道施設につきましては、国からの補助金を得るための災害査定を順次受けているところであります。国から補助金を得ることで町の財政負担を軽減できるよう取り組んでおりますので、町民の皆様には、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、他自治体からの支援状況ですが、5月末をもって岐阜県からの対口支援は終了と

なりました。岐阜県庁をはじめ岐阜県内の自治体の皆様には、震災直後から当町の要望に対する様々なご支援や災害対策に関するノウハウの提供など、今日までの復旧・復興に向けた道筋をつけていただきましたことに心より厚くお礼と感謝を申し上げたいと思います。

これまでご支援いただきましたことを生かし、今後の復旧・復興に取り組んでまいります。

現在、石川県では、被災宅地の地盤改良や耐震改修等の支援をはじめとする能登半島地震からの復旧・復興を柱とした補正予算が審議されております。今後も復興基金を活用した様々な支援策が示されるものと思いますので、引き続き、必要な支援策について県へ要望していきたいと考えております。

町では、1月8日より行ってきました罹災証明書等の申請受付が6月28日までとなっております。申請がまだお済みでない方は、お早めに手続きをお願いいたします。

また、罹災証明書を受け取られた方につきましても、生活再建支援金や義援金など各種支援を受けるためには申請手続きが必要となりますので、よろしくお願いいたします。

5月20日からは公費解体も始まり、復旧・復興に向けた取組を少しずつ進めております。町民の皆様には、今後も引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

初めに、議案第7号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府

令に伴い、満3歳以上の児童に対し職員配置基準を改善するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,045万円とするものであります。

また、第2表の地方債の補正につきましては、農業農村整備事業のほか4つの事業について限度額の総額を8億3,880万円とするものであります。

補正予算の歳入の主なものは、第14款国庫支出金の総務費補助金として3億2,228万1,000円、第15款県支出金の農業費補助金として9,835万8,000円、第18款繰入金の基金繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金として1億726万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第12款分担金及び負担金の農業費分担金として2,564万3,000円、第14款国庫支出金の公立社会教育施設災害復旧費負担金として1,569万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、第2款総務費の定額減税補足給付金事業として3億2,228万2,000円、第6款農林水産業費の地域農政推進対策事業費として1億2,678万円、第9款消防費の防災対策費として3,710万1,000円、第10款教育費の体育施設維持管理事業として1,294

万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第6款農林水産業費の県営土地改良事業費では8,248万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第10号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,106万円とするものであります。

補正予算の主なものは、能登半島地震により住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対し保険料を還付するものであります。

次に、議案第11号 令和6年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,320万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億900万円とするものであります。

補正予算の主なものは、能登半島地震により住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対し、介護サービス利用料及び保険料等を還付するものであります。

次に、議案第12号 令和6年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で6,920万円を、また資本的収入で1,575万円を、資本的支出で1,979万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

収益的支出では、水道施設の震災復旧に係る委託料及び工事費を増額するものであり、資本的収入及び支出では、県が実施しております県水2系統化工事に伴う補償工事に係る経費を増額するものであります。

次に、議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてであります。

この規約は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保

険者証及び資格証明書が廃止となるため、所要の改正を行うものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その大要を説明申し上げますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明

○議長（笹川広美議員） これより、本定例会議に上程されました議案7件について一括して議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第9号から議案第12号までの補正予算についての質疑は6月7日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

それでは、議案第7号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、3ページ及び4ページとなります。

山辺健康保険課長

〔山辺浩久健康保険課長登壇〕

○山辺浩久健康保険課長 それでは、議案書3ページを御覧ください。

議案第7号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

説明資料の2ページで説明をさせていただきます。

1番、改正理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正

する内閣府令に伴い、満3歳以上児の職員配置基準を改善するため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正概要ですが、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所において、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へ、満4歳以上児については30対1から25対1とするものでございます。

3、施行期日は、公布の日でございます。

3ページ目以降は新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第8号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、5ページ及び6ページとなります。

竹林総務課担当課長

〔竹林明美総務課担当課長登壇〕

○竹林明美総務課担当課長 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第8号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は6ページ、それから説明資料は5ページをお願いいたします。説明は説明資料について行いたいと思います。

まず、1の改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

2の改正概要は、改正法により、マイナンバーを利用して他の行政機関等と情報連携できる事務及び提供できる情報を個々に規定していた別表第2が廃止されたことにより、新たに情報連携できる事務を特定個人番号利用事務とし、情報連携により提供できる情報を利用特定個人情報と定義されることとなりました。

これにより、町の関係する条例において、法の別表第2を引用している部分について、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を用いて規定するものであります。

3の施行期日は、公布の日からとし、適用は法律の施行日からとなります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

次に、議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、7ページから15ページとなります。

竹林総務課担当課長

○竹林明美総務課担当課長 それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算について。

令和6年度中能登町一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,038万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,045万円とするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

次に、議案書11ページをお開きください。

第2表地方債補正になります。

まず、起債の目的としましては、事業の実施に伴い起債限度額を変更するものであります。

農業農村整備事業債では5,120万円を減額し2,840万円に、老朽ため池改修事業債では560万円を減額し400万円に、林道整備事業債では30万円を追加し710万円に、一般単独施設改修事業債では1,560万円を追加し1,720万円に、補助災害復旧事業債では180万円を減額し1億9,820万円とするもので、補正前の限度額の合計8億8,150万円を8億3,880万円に変更するものです。

次に、議案書14ページをお開きください。

歳入になります。

歳入の主なものは、第12款分担金及び負担金の農林水産業費分担金で、県営土地改良事業費分担金2,564万3,000円の減額は、県営ほ場整備事業費の減額によるものです。

次に、第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金で、公立社会教育施設災害復旧費負担金1,569万5,000円の減額は、事業の財源内訳の変更によるものです。

同じく、第14款国庫支出金の総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億2,228万1,000円の増額は、町が行う定額減税補足給付金事業に係る国からの補助金であります。

次に、第15款県支出金の農林水産業費県補助金で、農業機械再取得等支援事業費補助金9,835万8,000円の増額は、被災農業者への施設及び機械の再建等を緊急的に実施するものです。

次に、第18款繰入金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金として1億726万4,000円の増額は、財源調整を行うものです。

次に、第20款諸収入の雑入では、総務課雑

入で200万円、生涯学習課雑入で960万円の増額は、コミュニティ助成事業助成金の採択によるものです。

最後に、議案書15ページ。

第21款町債につきましては、さきに地方債補正で説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

歳入の説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 続いて、同じく議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は、16ページから21ページとなります。

竹林総務課担当課長

○竹林明美総務課担当課長 では、議案書16ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目2細目一般管理事業で64万4,000円の増額をお願いするものです。

11節の1通信運搬費9万4,000円は、台湾佛教ツーチャー慈善事業基金会からの見舞金配付の案内に係る郵送料です。

12節委託料55万円は、改正マイナンバー法等の施行に伴う例規整備支援業務の委託料です。

次に、2款1項1目5細目情報管理事業で231万円の増額をお願いするものです。

これは、個人住民税法の改正及び障害福祉サービス等の報酬改定によるシステム改修に係る委託料であります。

次に、2款1項1目9細目定額減税補足給付金事業で3億2,228万2,000円の増額をお願いするものです。

これは、令和6年度税制改正で行われる所得税及び個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給を行うもので、12節委託料228万2,000円は給付対象者の抽出などに係る委託料であり、18節の3交付金3億2,000万円は、対象者の見込み数で給付額

を計上したものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画情報課長
〔岩田 正企画情報課長登壇〕

○岩田 正企画情報課長 続きまして、16ページ中段の6目企画費、6細目結婚推進事業で50万円の増額補正をお願いするものです。

こちらは、歳入の県支出金、地域少子化対策重点推進交付金33万3,000円の内定を受けたことに伴い、未婚者への出会いの場を提供する事業を実施したいと考えており、12節の委託料で、中能登町結婚推進員の会に業務委託し、若者等縁結び出会いの場創出推進事業を実施するものであります。

事業内容としましては、出会いの場イベント事業や結婚プランナー育成・官民プラットフォーム事業を行うもので、出会いの場イベント事業では、男女それぞれ3人から5人の小規模なイベントを3回ほど実施したいと考えております。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名総務課担当課長

〔高名雅弘総務課担当課長登壇〕

○高名雅弘総務課担当課長 それでは続きまして、16ページ中ほどになりますが、災害対策費といたしまして215万4,000円を追加するものです。

まず、燃料費21万6,000円に加えて、使用料及び賃借料の一部を罹災証明発行に要する現地調査のためのレンタカー1台分の借り上げ代に充てるとともに、中長期派遣職員の受入れの経費といたしまして、三重県紀宝町から職員を受入れをしたいために光熱水費及び使用料及び賃借料といたしましてアパート代などに係る経費を追加するものです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 田畠長寿福祉課長
〔田畠洋子長寿福祉課長登壇〕

○田畠洋子長寿福祉課長 続いて、16ページ

下段になります。

3款1項1目2細目社会福祉事業で432万1,000円の増額をお願いするものであります。

これは、被災者見守り・相談支援事業として、令和6年能登半島地震により災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、これまでと異なる環境に置かれることとなることから、安心した日常生活を送ることができるよう、孤立防止などのための見守り支援や日常生活上の相談を行い、必要に応じて各専門相談機関へつなぐなどの支援を行うものであります。

この事業は、発災当初は、各市町が様々な地震対応に追われる中、県が実施主体となり、各市町の社会福祉協議会に委託する形で令和5年度中から実施していたものですが、令和6年度からは実施主体が各市町に変更となりました。

予算の主なもので、12節委託料の407万1,000円は、中能登町社会福祉協議会に業務委託するもので、仮設住宅などを巡回訪問し、生活状況や健康状態を聞き取るなどし、見守りや安否確認を行ったり、必要な支援につなぐなどの役割を担う相談員について、この事業に係る1年間の人件費や訪問用自動車の燃料費などが主なものであります。

また、17節備品購入費25万円は、本事業の事務担当を行う職員の事務機などの購入費であります。

なお、事業の財源は、発災年度を含み3年間は100%国庫補助となっております。

また、事業の対象者は、災害救助法に基づくアパートなどの賃貸型応急住宅や建設型応急仮設住宅等に入居する方で、町外から避難した方も含め、中能登町に居住している方を対象として、5月23時点で32世帯、72人の方が対象となっております。

続いて、17ページを御覧ください。

5細目敬老慰問事業で350万円の増額をお

願いするものであります。

これは、75歳以上の高齢者を対象に、区や町内会、自治公民館、町内の高齢者入所施設などが実施する敬老事業に補助金を交付するもので、今年度から事業の所管が生涯学習課から長寿福祉課に移管されたものであります。

18節の2補助金は、令和5年度の実績が39地区（団体）であったことから、45地区（団体）を見込んで計上いたしました。

続いて、その下、6細目老人福祉施設費で7万6,000円の減額であります。

これは、老人福祉センターゆうゆうと、小規模多機能施設ラポールみおやの施設の管理運営が指定の取消しにより令和6年度から町管理となったことに伴い、予算の組替えを行ったものであります。老人福祉センターゆうゆうについては、中能登町社会福祉協議会より、能登半島地震により施設が被災したとの理由で、また、小規模多機能施設ラポールみおやについては、社会医療法人財団董仙会より、小規模多機能型居宅介護事業所恵寿みおやのこれまでの運営実績や当該法人の他の事業の運営状況等により、恵寿みおやの運営を終了し、当該法人の介護資源、介護人材の集約を進めるとの理由で、それぞれ指定辞退の申請があり、令和6年3月31日で指定取消しを行ったことから、これらの施設は町直接の管理となり、12節委託料の指定管理料188万2,000円を減額し、最低限の施設の維持管理に必要な経費に組替えを行ったものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長 続きまして、議案書17ページ下段をお願いします。

6款1項2目1細目地域農政推進対策事業費で1億2,678万円の増額補正をお願いするものであります。

18－2補助金で、震災の復旧支援事業である農業機械再取得等支援事業費補助金として新たに計上するものであります。これは、地震により被災した農業者の早期の営農再開を図るため、農産物の生産、加工に必要な施設、機械の再建等の支援を緊急的に実施するため補助金として計上するものであります。

内訳としまして、機械の修繕、再取得、格納庫の修繕、再取得等で31件、補助率は10分の9。次に、農業用ハウスの修繕、再取得等で合計3件、補助率は10分の7となっております。

続いて、議案書18ページ上段をお願いします。

7目3細目県営土地改良事業費では8,248万2,000円の減額補正になります。

18－1負担金で町の負担金を減額するものであります。これは、県からの割当て内示により、県営ほ場整備事業、中能登北部、越路南部地区の事業費の減額及び県営老朽ため池整備事業、春木佛面下池、西馬場横手の池、末坂南谷池の事業費の減額による負担金の減によるものであります。

続いて、6款2項1目1細目林業総務費では、予算の増減はありませんが、財源の更正を行うものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画情報課長

○岩田 正企画情報課長 次に、18ページ中段をお願いいたします。

第7款1項1目商工振興費、2細目商工振興事業費で280万円の増額補正をお願いするものです。

内容としましては、18節の2補助金の創業支援で、町商工会への相談が今年度に入り既に8件ございまして、当初予算額に対し不足する4件分の増額補正をお願いするものであります。

次に、その下の段、2目観光費、1細目観光振興費で471万8,000円の増額補正をお願い

するものです。

内容としましては、18節の2補助金で、七尾市、中能登町の観光産業の振興を図るため毎年ななお・なかのとDMOに補助金を交付していましたが、能登半島地震の影響によりDMOの運営補助金は事業の見直しなどの精査をしていたため令和6年度当初予算には計上しておりませんでしたので、今回、人件費や事務費などの経常経費分の総事業費3,114万3,000円に対し、七尾市との案分割合15%などを乗じた471万8,000円の増額補正をお願いします。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 竹林総務課担当課長

○竹林明美総務課担当課長 それでは、議案書18ページ下段をお願いします。

9款1項1目1細目消防総務費で200万円の増額をお願いします。

これは、自主防災組織育成を目的とした令和6年度コミュニティ助成事業の採択により、在江地区の防災資機材の購入に対する補助金であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 高名総務課担当課長

○高名雅弘総務課担当課長 それでは続きまして、3の防災対策費3,710万1,000円を追加するものです。

まず、消耗品費といたしまして376万2,000円を追加するものです。これは、役場職員が着用する防災服を購入したいものです。現在、役場職員は作業服を着用しておりますが、これまで様々な団体から受援をいただいておりますが、災害時におきましては、自治体の名称が分かりやすく活動的な防災服を着用することに効果があることが応援に来ていただいた自治体の皆様方からのご意見をいただきました。

これまで三重県紀宝町や石川県職員、そし

て岐阜県の自治体の皆様など様々な団体が防災服を着用して支援に当たっていただきました。

現在、中能登町の職員が着用している作業服では自治体の名称が分かりにくく、動きやすさや季節を問わず着用できる防災服にリニューアルしたいもので、防災服といたしましてワークジャケットとワークパンツを購入したいものです。

次に、燃料費21万6,000円及び使用料及び賃借料93万3,000円につきましては、現在、民間企業の皆様方からご提供いただいております自動車につきまして順次お返しをしております。このことから、活動用の車両が不足することからレンタカー1台分を追加したいものです。

そして次に、備品購入費3,219万円を追加するもので、これは応急用の給水車1台及び給水タンクを5基購入したいものです。なお、応急給水車1台の購入費用は2,744万5,000円で、最大容量は3,000リットルの飲み水を運べる給水車を購入し、配置をしたいものです。

また、給水車とは別に給水タンクも5基購入したいもので、1基当たりの水量は1トンのものです。災害時の断水における応急給水能力を向上させるとともに、迅速な給水活動に備えていきたいものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 清酒学校教育課長
〔清酒秀樹学校教育課長登壇〕

○清酒秀樹学校教育課長 続いて、19ページ中段をお願いいたします。

10款教育費、1項2目2細目の学校教育事務局費で74万9,000円の増額をお願いします。

これは、外国語教育推進の向上を図るために、タブレットを活用し英語力のレベルを上げる目的で導入したいA I 英語教材Terra TalkというソフトのI Dアカウント利用料で

あります。この教材では、児童生徒がいつでもどこでも発話や会話の基本練習が行えるなど主体的に学ぶことができ、教員においても学習状況の管理やきめ細やかな指導ができることから、業務改善につながるものであります。

次に、その下、3項1目1細目の中学校管理費で10万円の増額をお願いするものであります。これは、10月4日に中能登町を主会場として開催される第61回石川県理科教育研究大会「七尾・鹿島大会」に係る補助金であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 木幡生涯学習課長
〔木幡嘉広生涯学習課長登壇〕

○木幡嘉広生涯学習課長 それでは続きまして、19ページ下段をお願いいたします。

10款4項1目2細目社会教育活動推進事業費で38万8,000円の増額をお願いするものであります。

10-1 消耗品費から10-4 印刷製本費につきましては、昨年度実施予定となっております令和6年二十歳のつどいに係るものであります。

12節の委託料30万1,000円ですが、二十歳のつどいにおける記念撮影やオンラインアルバムの作成業務に20万1,000円、そして別事業になりますが、多文化交流イベントにおける多文化交流カフェに係る必要経費として10万円を計上するものであります。なお、多文化交流イベントに係る財源につきましては全て県補助金であります。

次に、2目1細目公民館活動推進事業で717万円の増額ですが、18-2 補助金では、広域自治公民館振興事業に20万円、20ページになりますが文化協会に200万円、女性協議会に100万円、子ども会連絡協議会に80万円を計上するものです。

また、18-3 交付金では自治公民館活動交付金として317万円を計上しております。こ

の交付金につきましては、昨年度までは補助金として執行しておりましたが、今年度から内容を見直し、交付金として執行するものです。

次に、5項1目2細目体育施設維持管理事業で1,294万8,000円の増額をお願いするものであります。

11-3 手数料29万4,000円と12節委託料5万9,000円、13節使用料及び賃借料28万6,000円は、古墳公園とりや横のパークゴルフ場及び金丸芝生広場のトイレが地震の影響により使用不可となったため仮設トイレを設置するものであります。

14節工事請負費1,230万9,000円は、古墳公園とりやの遊具を更新するもので、老朽化が進んだ滑り台とブランコを撤去し、新たにユニバーサルデザインのブランコと飛び跳ねて遊ぶベッドジャンパーという遊具を設置するものであります。なお、この事業の設置に係る部分960万円につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業助成金を財源としており、残りの270万9,000円がおおむね撤去費用で一般財源となっております。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 清酒学校教育課長
○清酒秀樹学校教育課長 続いて、20ページ下段をお願いいたします。

5項2目2細目の学校給食管理費で925万1,000円の増額をお願いするものであります。

これは、学校給食センター施設空調設備の空冷チラー2台及びボイラー設備2基が経年劣化により故障したため修繕を行うものであります。この先、給食センターの温度管理が大切な時期となるため、食品衛生上の問題が発生しないよう早急に対応するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 木幡生涯学習課長
○木幡嘉広生涯学習課長 続いて、20ページ

下段をお願いいたします。

11款4項2目1細目社会教育施設災害復旧事業費で107万3,000円の増額をお願いするものであります。

10－7施設修繕料は、ラピア鹿島における漏水修繕工事及びふるさと創修館の曳山搬入口のスチールドアの修繕工事にかかる必要額を計上したものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 岩田企画情報課長

○岩田 正企画情報課長 次に、21ページ。

第5項1目1細目公共施設災害復旧事業費で215万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、10節の7施設修繕料で、令和6年1月1日発生の能登半島地震により被害がありました能登テキスタイルラボの施設修繕を実施するものであります。修繕概要としましては、駐車場の隆起箇所の修繕、外壁タイルの剥離修繕、正面玄関の階段箇所の地盤沈下の修繕などを実施するものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第10号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、22ページから28ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長 それでは、議案書22ページを御覧ください。

議案第10号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,106万円とするものでございます。

27ページをお願いします。

歳入です。

5款2項1目保険料還付金で350万円の増額を見積もるものでございます。

28ページをお願いします。

歳出になります。

3款1項1目保険料還付金で350万円の増額をお願いするものでございます。

増額の理由ですが、後期高齢者医療の保険料の還付については、保険資格の喪失や申告によって保険料額が減額になる場合で、既に必要以上の保険料を納付している場合に発生し、保険料から戻出、歳入から返す処理を行っております。過年度分の還付につきましては、歳出還付となり、当初予算の歳出に保険料の過年度分の還付に要する費用を計上し、歳入のほうは広域連合からいただく、その分の還付金を計上しております。

今回の震災で、保険料減免による還付金が増えることによりまして、令和5年度分の保険料の歳出還付の増額が見込まれるため、予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第11号 令和6年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、29ページから35ページとなります。

田畠長寿福祉課長

○田畠洋子長寿福祉課長 それでは、議案書29ページを御覧ください。

議案第11号 令和6年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億900万円とするものであります。

続いて、34ページを御覧ください。

歳入になります。

初めに、2款2項9目現年度分特別調整交

付金2,300万円、また、その下、10目現年度分総合事業特別調整交付金20万円の増額であります。

これらは、令和6年能登半島地震により住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対する介護保険料の減免や、介護サービス及び総合事業の利用料の減免措置に対する国の特別調整交付金であります。

続いて、35ページを御覧ください。

歳出になります。

初めに、2款1項1目2細目特例給付償還費で1,800万円の増額をお願いするものであります。

これは、令和6年能登半島地震で住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対して、介護サービス利用料の自己負担分を特例給付として償還払いするものであります。償還払いにつきましては、半壊以上の対象者である旨を介護サービス事業所に申出すれば利用料の自己負担分の支払いが不要となりますが、事業所への申出が間に合わず自己負担分を支払った方に対して償還払いするものであります。この財源につきましては、全て国の特別調整交付金であります。

続いて、その下、3款1項1目2細目総合事業特例給付償還費で20万円の増額をお願いするものであります。

こちらも令和6年能登半島地震で住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対して、総合事業を利用する場合、その利用料の自己負担分を特例給付として償還払いするものであります。償還払いの考え方や財源等については先ほど説明した特例給付費と同様であります。

続いて、5款1項1目1細目第1号被保険者保険料還付金で500万円の増額をお願いするものであります。

こちらも令和6年能登半島地震で住宅に半壊以上の被災を受けた被保険者に対して、令和5年度の介護保険料のうち発災以降の令和

6年1月から3月の納期限分の介護保険料の減免を行うための還付金であります。この財源につきましても全て国の特別調整交付金であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。

次に、議案第12号 令和6年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、36ページから40ページとなります。

○議長（笹川広美議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、議案書36ページをお願いいたします。

議案第12号 令和6年度中能登町水道事業会計の補正予算でございます。

第1条、令和6年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算書第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、収益的支出、第3項特別損失で6,920万円を増額するものでございます。

第3条、予算書第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。資本的収入の負担金では1,575万円の増額をするものでございます。次に、支出の第1項建設改良費では1,979万8,000円を増額するものでございます。

それでは、39ページをお願いいたします。

収益的支出の2目災害復旧費で6,920万円の補正となります。内訳は、委託料で990万円の計上です。また、その下の工事費では5,930万円の計上でございます。

この計上につきましては、1月1日の発災以降、町内全域で約70か所にわたり水道管の応急復旧工事を行っております。このうち56

か所が災害査定の対象となり、受検後は速やかに詳細設計業務を委託し、主要な箇所から順次本復旧工事を実施するものでございます。なお、災害査定を受検につきましては6月下旬となったものでございます。

続いて、40ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出となります。

まず、収入の1目工事負担金で、県工事負担金といたしまして1,575万円の増額をお願いするものです。

次に、支出で、1目改良工事費で1,979万8,000円の増額補正となります。この内容につきましては、県事業で実施しております県水2系統化工事が中能登中学校前周辺で予定されておりまして、町管理の水道管の移設が必要となったもので、それに伴います設計業務料で315万円、工事請負費で1,260万円を県の補償工事として計上したものでございます。

次に、下段の県道の拡幅工事に伴う配水管耐震化工事で404万8,000円の計上でございます。この工事は、県道七尾羽咋線、良川地内の県道拡幅工事と同時施工にて水道本管150ミリの継ぎ手部分に耐震補強金具を設置し耐震化を図る工事でございます。

なお、この工事につきましては、県との協議によりまして、掘削土工費につきましては県の負担工事により施工するものです。町のほうは材料費と布設施工費の負担で施工を実施することとしております。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明を求めます。

議案書は、41ページ及び42ページとなります。

山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長 それでは、議案書41ページをお願いします。

議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連

合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、石川県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の8ページで説明をさせていただきます。

1番、変更理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証及び資格証明書が廃止となるためでございます。

2、変更概要ですが、令和6年12月2日から被保険者証（健康保険証）が廃止されることに伴い、規約第4条第1号の関係市町において行う業務について内容を変更するものです。具体的には、別表第1の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に文言を改めるものでございます。

3、施行期日は、令和6年12月2日ということでございます。

資料の9ページは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 説明が終わりました。議案第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員） 日程第3 常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第7号から議案第13号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付して

おります付託表のとおり、それぞれの所管の
常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程
は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時13分 散会

令和6年6月13日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	三浦克欣	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	合田宏	議員	8番	林真弥	議員
3番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
4番	池島和喜夫	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員

○欠席議員（1名）

12番 坂井幸雄 議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	山辺浩久
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	総務課担当課長	竹林明美
長寿福祉課長	田畠洋子	総務課担当課長	高名雅弘

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之

議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第2号）

令和6年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） おはようございます。

12番 坂井幸雄議員から自宅療養のため欠席届が提出されていますので、報告します。また、5番 澤 良一議員から体調不良のため遅参届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は9名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間です。守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁を求めています。

それでは、発言順に質問を許します。

8番 林 真弥議員

〔8番（林 真弥議員）登壇〕

○8番（林 真弥議員） 改めまして、おはようございます。

それでは質問を始める前に、まずは本年元日に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられました方々と被災された全ての方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。我々中能登町民も含めて、一日でも早い復旧・復興に向けた歩みを進めていきたいものであります。

それでは令和6年6月定例会議の一般質問を始めますが、さきの3月定例会議では、震

災の影響等を考慮しまして我々議員にとって貴重な一般質問が実施されませんでしたので、今年最初の一般質問のトップバッターとして厳しく務めてまいりたいと思います。

執行部には、明朗快活な答弁を求めますので、その姿勢で臨んでいただきたいと思います。

今回は、公共施設の、特に生涯学習施設の利用について2点で質問をしたいと思いますが、その1点目であります。公共施設の利用全般について伺いたいと思います。

5月のゴールデンウィーク中に、鳥屋武道館があるスポーツ団体による占有的使用になっているのではないかと連絡が私にあり、現地に出向いたところ、武道館が武道でない競技の器具、用具その他の私物的な備品等々により占有状態になっていることが私自身の目で確認をすることができました。その後、5月の教育民生常任委員会で、この事案について質問し、さらに、その数日後には生涯学習課長とも占有ではないかと話をしましたが、課長は占有ではないと言われています。

あの状況を見て占有状態、独占状態ではないと思われる人がいるのでしょうか。一般町民の方で、あの状況を見て占有、独占ではないと思われる方は、私は皆無ではないかと思っています。

ここで、その武道館の状況の写真を資料として用意しましたので、議長、配付の許可をお願いします。

○議長（笹川広美議員） 配付許可をいたします。

○8番（林 真弥議員） もう執行部の方、議員の方には、タブレットのほうで写真のほうが入っていると思います。

傍聴の方には、資料として配付されていますので。

○議長（笹川広美議員） 今から配付をいたします。

〔資料配付〕

○8番（林 真弥議員） 鳥屋武道館の現状の写真、それから以前の写真等も含めて、全てで13ページ、13枚になっております。各写真にはいろいろコメントも載せてありますので、皆さん、御覧いただければなと思います。

それでは1点目の質問なんですが、この占有的、独占的利用について、その認識並びに説明及び現在の実態、さらには今後の対応について見解を伺いたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 林議員の占有的、独占的利用について、その認識並びに説明実態、さらには今後の対応について見解を問うについてのご質問にお答えいたします。

まず、公共施設の社会教育施設において、施設単位で占有、独占している状態のものではないと考えております。

占有、独占的ということで、1種類の競技種目や活動の種類に限ってであるとか、例えば弓道場であるとか施設内の一部をという解釈であれば、占有、独占的な状態であると解釈できるものが幾つか存在しており、占有、独占的かと問われると、そのとおりであると思います。

ただ、100%占有、独占かと問われた場合は、他の団体や個人の利用実績があること、施設全体の占有、独占ではないため、完全な占有、独占とは言い切れないと思います。

それから、占有、独占するものであれば、その手続というお話がありましたが、現状においては各施設条例の定めるところによる手続と考えております。

流れからすれば、団体や協会からの要望があり、一定の競技、活動人口や必要性などから協議がなされ、決定されていくものと考えております。また、その時代背景も大きく影響があるとも考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 今ほど教育長のご答弁ですが、占有状態だと思うが占有ではないというふうな答弁だったと思います。

では、もし明日——明日とは言いませんけれども、近日中に、鳥屋武道館を以前に利用していた、例えば空手であるとかそういう武道の人たちが使いたいと。30人、40人で例えば練成会みたいな形で使いたいという場合、許可をするという理解でよろしいでしょうか。

だって、教育長は占有ではないとおっしゃいましたよ。占有状態かもしれないけれども占有ではないということは、誰にでも開放すると、誰でも使えるということだと思ふので。

もう一回言いますね。以前にあそこを使っていた人たちが使いたいという場合、許可をするという、そんな理解でよろしいのでしょうか。

その場合ですが、当然ですが町の体育施設条例第14条にもあるとおり、利用者は、利用終了後、速やかに当該施設を原状回復——元に戻すということですから——原状回復し、返還しなければならないとありますが、そんな理解でよろしいのでしょうか。これが再質問の1つ目であります。

再質問2つ目ですが、町の体育施設条例第4条には利用時間について明記をされていますが、鳥屋武道館の利用時間というのは午前9時から21時30分となっております。この占有状態にある団体の器具、用具などは、利用時間が終わった21時30分から次の日の9時まで片づけられることなく出しっ放しになっていますが、それでも占有状態ではないと言われる根拠をお示しいただきたいと思います。

町民利用の場合、減免措置により利用時間内の料金は不要ですが、原状回復されていない、出しっ放しになっている状態、状況で、利用時間以外の料金は発生はしないのです

か。これが再質問の2つ目であります。

再質問3つ目です。いかなる公共施設においても、何人もひとしく利用する権利があり、行政は——町は——ひとしく提供する責任と義務があります。

ここで、地方自治法第244条2、3を読み上げたいと思います。地方自治法地方自治法の244条の2であります「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、
「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」。このようになっております。

この法律に大きく違反しているとは思いますが、見解を伺いたいと思います。

もう1点、町の体育施設条例第6条は、利用の許可について明記をされていますが、以下の3点に該当する場合は許可しないとされています。その1点目なのですが「秩序又は風俗を害するおそれがあるとき」。2番目「体育施設を損傷するおそれがあるとき」。3つ目、この2点以外で管理上支障があると考えられるとき。この第6条にも違反していることは明白だと思いますが、見解を求めたいと思います。

この2番目なのですが、体育施設を損傷するおそれがあるとき。あそこの武道館、フロア、床が穴だらけになっております。それについて町の許可があったのか。町は認識していたのか。それも一緒に伺いたいと思います。

以上です。

教育長に伺っています。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

○林 大智教育長 林議員の再質問についての回答をいたします。

まず1点目の施設を使う場合、例えば今まで使っておりました団体が使いたい場合ですね。その場合どうするかということなんです

が、占有的状态にはありますが占有ではないので、そういった場合には許可します。

ただし、今の状況が占有的状态ではあるもので、ほかの施設がうちの町には十分ありますので、そちらのほうで使えるかどうかをまず検討していただきます。それでも鳥屋武道館なんだということであれば、こちらの武道館のほうで施設を使うことは可能であると思います。

次に2点目の利用時間ですが、この利用という部分の解釈だと思うんですが、物が置いてある状況を利用とするのか、人がいて人が利用するのを時間というのかとなりますと、武道場にはいろんな物が置いてありますから、例えば他のスポーツのものが利用時間外に置いてあれば、それはどうなのかと考えたときには、利用時間とは考えないと思いますので、その団体が活動している時間を利用時間と考えると、当町の施設条例には合致していると思います。

3点目です。中能登町の体育施設条例は、第1条、町民の心身の健全な発達と豊かな住民生活を形成するため、中能登町体育施設を設置するとあります。その上位法が林議員の言われた地方自治法にありますが、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないということで、不当な差別的取扱いをしているとは考えておりません。

4点目です。施設条例6条第2項2号、体育施設を損傷するおそれがあるときといいますが、器具を固定する場合にはそういった措置が必要であろうかと思います。ですので体育施設の損傷ではなくて、器具の固定のための措置であると考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） いろいろご答弁していただいたんですが、私、1点だけ再度お尋ねしたいと思います。

町の体育施設条例第6条の(2)体育施設を損傷するおそれがあるときは利用許可をしないと。今あの器具の設置にはそういうものが必要だというような答弁だったと思うんですが、穴だらけになっていますよね。10か所以上はあると思うんです。その穴を開けるということを町は認めたのか認めていなかったのか。許可したのか許可していなかったのか。

最初の再質問で占有ではないとおっしゃいました。以前使っていた団体がそこをどうしても使いたいと言われた場合は、やはり使っていただくというふうな答弁だったと思うんですが、あの穴だらけの中を仮に器具を全部撤収したとしても、あの施設は使えますか。いろんな穴、多分ドリルだと思うんですけれども、ドリルで穴を開けて十数か所の穴があります。

もう一回言いますけれども、教育長は、どうしてもあそこを使いたいということになれば、占有ではないので許可しますとおっしゃったと思うのですが、そんな状態であの施設を使えますか。どうですか。

教育長、答弁してください。

○議長（笹川広美議員） 木幡生涯学習課長
〔木幡嘉広生涯学習課長登壇〕

○木幡嘉広生涯学習課長 林議員の再々質問についてお答えいたします。

条例の第6条、損傷のおそれがあるときは許可をしてはならないというような内容なことを記載しております。この損傷のおそれがある場合の解釈なんです、あくまでも体育施設の競技場内で、例えば体育館の中で硬い野球の硬式ボールを使うとかそういうようなことを想定しております。この具体例を述べ出すと切りがないんですけれども、一般的に屋内競技場で競技する競技のものについては何の問題もなく許可が出ると思うんですが、中には屋内競技ですと床の上でありますので、床の上に置いて何か物が当たって傷がいくとか、そういうようなおそれがある場合

は許可できないというような解釈になると思います。

先ほど来、教育長のほうが説明のほうをしているんですけれども、今回の件に関しまして、断片的といいますか部分的なところを見ての判断というのは非常に苦しいのかなというふうに思っております。

といいますのも、先般、3月の議会においてこの体育施設条例が可決されました。そのいきさつといたしましては、その前の3月の教育民生常任委員会場で詳しく前生涯学習課長のほうが説明をしております。

一文、抜粋で読み上げさせていただきますが、この金丸体育館を使用していた体操教室の方には、鳥屋武道館の利用頻度がかなり低いということで、マットとかトランポリン、そういったもので占用的な施設ということで鳥屋武道館を移転先として双方で決めた形となっております。云々というような答弁をさせていただいております。

それに対して、林議員のほうからも、武道館というものは、そういった日本古来の武道、それに特化した施設ではないか。また、そういった移動するのであれば、従前利用されていた方々に対してしっかりと説明をした上で、合意形成を図った上で進めてほしいというような答弁内容が残っております。

それを踏まえまして、町のほうとしましては、従前活動されていまして団体の方々に説明をさせていただきまして、ご了解を得た、ご了承を得たという形で現在の形になっております。

ですので、先ほど教育長も答弁したんですが、どちらかといえば占用的な体操競技施設として鳥屋武道館を利用させていただきたいというそういうロジック、そういう論理で進めております。

そこで今の状態になっておりますので、先ほどの質問の中で、林議員、多分質問された

のは一日終わったら原状復旧というようなことと言われているかと思うんですが、体操施設としての長期的な利用という意味を含めてこれまで進めておるところですので、一日終わったら片づけるというのがあの施設の原状復旧ではなくて、例えば、体操、トランポリンという競技が利用させてもらっているんですけれども、そこがまた新たな活動先に移る、鳥屋武道館が空くという段階において、その器具を止めている床の穴とか、そういったものは当然向こうの協会さんのほうで補修をしていただいて、競技に影響のない形の原状復旧をさせていただいて、それを原状復旧とするというふうに町のほうでは解釈しております。

ということで、以上のことでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 今ほどの生涯学習課長の答弁は、私の質問の答弁になっていないように思います。

私はもう質問を3回したので、この件に関しては質問できないと思うんですが、あの状況は教育長は占有状態ではあるけれども占有ではないとおっしゃったんですね。以前に使っていた空手の方たちであったり居合の方たちであったりが、やっぱりあそこを一回使いたいよというような申入れがあった場合に、許可を出すんですか出さないんですかとお聞きしたんですね。ということで、教育長は占有ではないから出しますよと、使用許可を出しますよとおっしゃったんですよ。

でも、フロアに、床に穴が十数か所開いている状態で、あんな状態で使えるんですか。町として安全面などを考えて許可を出すんですかという私は問いをしたはずです。その問いに対しての今ほどの木幡課長の答弁は、私はちょっと筋が外れていたのではないかなと、そんなふうに感じております。

もう質問回数が終わりましたので、まだま

だ言いたいことはたくさんあるんですが、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問に移りたいと思います。この質問も先ほどの質問と同様、公共施設に關してですが、今度は町の体育施設の利用に特化して伺いたいと思います。

先ほどの鳥屋武道館を独占的に、占有的に利用していると思われるスポーツ団体は、昨年の11月までは、今では老朽化により閉鎖された金丸体育館を15年余り、やはり独占的に利用していたと思われます。その閉鎖された金丸体育館を先日、私、自分の目で確認してきましたが、その競技の器具設置に必要な穴が体育館内全体に数多く開けられ、床なども損傷、汚損が著しく、体育施設として悲惨な状態でありました。

ここで金丸体育館の写真、皆さん御覧になっていただければと思います。皆さんのところへ行っていますね。

金丸体育館の写真です。これは閉鎖後の写真です。全部で9枚あります。1枚目から2枚目、ずっと見ていただいているんですけども、例えば4枚目なんかを見ていただければ分かると思いますが床に大きな穴が開いています。5枚目、ドリルの箱があそこにありました。7枚目、天井から滑車のようなものが取り付けられていてロープがあります。8枚目、これはもともとバスケットボールのコートだったんですよね。バスケットボールのゴールの板はそのままですけれども、ゴールも取り外されています。大体そんなところでしょうか。

2点目の質問なんですが、先ほどの鳥屋武道館の目的外利用、それから原状回復の責任と義務、さらには損傷、汚損、それと現在は閉鎖されている金丸体育館の原状回復の責任と義務、損傷、汚損等について、その認識並びに説明及び実態、さらには今後の対応について見解を伺いたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

○林 大智教育長 林議員の鳥屋武道館、金丸体育館の目的外利用、原状回復義務、損傷、汚損等について、その認識並びに説明及び実態、さらには今後の対応についての見解を問うのご質問にお答えいたします。

まず、目的外利用についてですが、現在の鳥屋武道館で体操とトランポリン競技が利用しておりますが、町の武道場において武道以外のスポーツを禁止する旨の記載がないことから、目的外利用にはならないと考えております。

また、町体育施設条例上の目的外使用は、許可を受けた目的以外に使用した場合が目的外使用と記載されているため、今回の件は該当しないと考えております。

次に、鳥屋武道館の現在の状況における原状回復義務、損傷、汚損等についてですが、現在利用している団体が別の場所に活動に移すなど鳥屋武道館の利用を終えたときに、床の補修等を実施し、原状回復していただくことと思っております。

鳥屋武道館の今後の対応についてですが、体操とトランポリンが金丸体育館から鳥屋武道館に活動の拠点を移すに当たり、以前から鳥屋武道館で活動していた方々には説明をし、了解を得た上で現在の形になっております。手順を踏み、現在の状況に至っていることから、変更する考えはございません。

しかしながら、移動をお願いした一部の方から、移動先が使いづらいということで、前の場所の片隅でいいから使用させてもらえないかとの申出がありましたので、鳥屋武道館を利用してもらっている状況ですが、狭いところで十分な活動ができているのか心配しているところであります。

従来の活動日や時間、施設への距離等、かつてよりも不便をおかけする部分はあるかと思いますが、他の武道館や体育館で開いている時間帯がありますので、相談していただければと思っております。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 教育長、いろいろご答弁されました。

皆さん、再質問をしますが、もう一度、鳥屋武道館の写真を御覧ください。鳥屋武道館の写真は13枚ありますが、その4枚目になります。4ページを御覧になってください。鳥屋武道館の4枚目です。

写真が5枚あります。これは特に右側の子供さんが写っています。顔は少し隠した状態になっていると思うんですが、これは占有状態になる前の空手の稽古の様子ですが、右上の写真の奥に見えるのが、皆さん分かりますかね。右の列の子供さんがたくさん写っている、その右、一番上の写真の図ずっと奥にあるんですが、これは全日本剣道連盟名誉会長の揮毫だということですが、この大切な揮毫、この武道館のどこを探しても見当たりません。どこを探してもありません。

それと、左下の写真の奥には神棚が鎮座されていますが、この写真の12枚目を御覧ください。12枚目の下、神棚です。武道館の倉庫の片隅にこんなような状態になっています。

このように、以前は武道場として正しく機能していたものが、今はその役割を失ってしまっています。町の体育施設条例第7条には目的外使用の禁止がうたっており、別表の使用料金には柔道場と剣道場としか明記されていません。

貸し館に関して、私、石川県の県立武道館に確認したところ、県立武道館では、武道以外には、ダンスや軽い体操など床を傷つけない程度の軽スポーツのみ許可を出しているとのことでした。

今回、先ほど教育長はいろいろおっしゃいましたけれども、今回の鳥屋武道館のケースですが、明らかに目的外使用だと私は思いますが、これの見解を伺いたいと思います。これが再質問の1点目です。

2点目、現在は閉鎖された金丸体育館です

が、前述したように15年あまりにわたり占有、独占状態で、このスポーツ団体が利用していたと思われるのですが、その流れのまま軽率な認識で、武道を志す人たちの、特に子供たちの心を踏みにじったものではありませんか。

そこで再度、金丸体育館の写真を御覧いただきたいと思います。1ページから9ページまであります。

2ページ目、まず御覧ください。来たときよりも美しくということは、自分たちの使った後、誰が使うか分からないから、誰でも使えるように自分たちが使ったときよりもきれいにして元に戻してくださいよと。身も心もさわやかに、こういう張り紙がしてしてありました。

いろいろ2ページ、3ページからずっと見ていただければいいんですが、4ページなんかに大きな穴が見えます。

このような状態で、15年あまりこのスポーツ団体が使っていたんじゃないかなと思われるます。

このような状態で、金丸地区の行事等には利用できていたのでしょうか。繰り返しの質問になるかもしれないんですが、町としてこの金丸体育館の原状回復の実態や損傷、汚損はどのように把握をされていたのか。さらに、管理者である町はこのような状況を把握していたのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 木幡生涯学習課長
○木幡嘉広生涯学習課長 林議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の明らかに目的外利用ではというところなんですが、町の武道館におきまして、武道以外に使用してはいけないというような明記はしてありません。先ほど教育長の答弁のほうにもあったんですが、あくまでも申請をされて、その利用目的が書いてあって、それで許可された目的、それ以外の目的

に使用された場合が目的外利用というふうな認識を持っておりますので、この点については、答えからすれば目的外ではないという認識でおります。

それから、金丸体育館の後片づけ、原状復旧ということですね。

○8番（林 真弥議員） 金丸体育館の十何年の間の現状というのは、どのように把握していたのか。

○木幡嘉広生涯学習課長 そうしましたら、まず15年間の利用実態につきましては、こちらのほうでは特段、地区のほうから、何か行事をするから一回空けてくれといういうようなことで空けたということは認識しておりません。ずっと体操のほうで利用されていたというふうに思っております。

それから後片づけ、原状復旧ということで、確かに写真のとおり、出ていった状態そのままみたいな形になっているんですが、あくまでも金丸体育館につきましては廃止をしまして、廃止した理由は、やはり年数がたって危険ということで、取壊しが当然目の前、視野に入っておりますので、そういったことから、本来ならば穴を塞いで、次の利用があれば穴を塞いでということなんですが、廃止が決まっているということから、そこまで…。

〔「廃止の前や」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 傍聴者は静粛に傍聴をお願いいたします。

○木幡嘉広生涯学習課長 そういったことから、特段、その後利用の予定がないことから、特に床を埋めるといういうことを以前使っていた体操協会のほうには求めておりません。

説明のほうは以上となります。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 木幡課長から今ほど答弁がありましたけれども、私が聞いたかったのは、そのスポーツ団体が金丸体育館を

使っていた15年間の間に原状回復、金丸地区の住民の方々がここを使いたいと、そういうのはなかったと認識しているとおっしゃったんですけれども、あそこは小学校がなくなって、あそこは金丸地区の体育館として残したはずなんですね。そこへスポーツ団体が占有状態になってしまって、誰が見たってこれは使えないなと思いますよ。だからその十何年間の間に、原状回復をなぜさせなかったのか。する必要が私はあったと思うんですけれども、その実態というんですか、それを聞いたかったんですが、残念ながら私と課長とは食い違ったような感じになってしまいました。

だって、あそこはもう老朽化というか耐用年数が来て取り壊す対象ですので、別に今さら直す必要はないですよ。そんなことを私は聞いたつもりはないんですが、少しかみ合わなかったかなと、そう思います。

時間もあと10分ほどになりましたので、最後の質問になりますかね。

子供たちのスポーツ活動には大きく分けて2つの目的というのがあると私は考えております。一つは、体力の向上と競技力の向上及び競技の知識の向上。もう一つは人間形成の場であるということであります。

その競技を通して正しい人間としての成長を目指す。これは文科省の方針にもうたわれております。一口に人間形成の場といっても、いろいろな視点があると思いますが、きちんと挨拶ができることは重要な一つでしょう。

挨拶といっても、単に、おはようございますや、こんにちはだけではなく、指導者や保護者や仲間たちに日頃からの感謝の思いを自分の言葉で伝えることが大切だと思います。

それと、もちろんのことですが、自分たちが使う施設や道具や用具などに対する管理や、それを大切に扱うことも指導者や保護者は教えていく必要があります。決して競技が

第一ではありません。

そこで最後に2点だけ伺います。

教育長、教育長は40年近く中学校の先生をされておりました。教育者である教育長は、このような占有状態の中で、用具、器具の片づけや後始末もほとんど必要がないと思われる環境での活動を、教育的視点から子供たちの人間形成の場になるとお思いですか。

そして最後に、今回の私どもの議論を経て、鳥屋武道館の原状回復に対する思いを伺いたいと思います。やはり原状回復は必要はないとお思いでしょうか。もしそうであれば、その根拠を伺います。原状回復に向けて取り組むというのであれば、その時期的な目安などをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

○林 大智教育長 林議員の再々質問にお答えいたします。

まず競技ということで、スポーツ並びに武道は全て人間形成になると思っております。しかしながら、競技の特性上、例えば鉄棒であると周りには滑り止めの粉とかが出ますが、やはりそういった後片づけはしっかりしてほしいし、競技の方に聞きましてもしっかりしているというふうに聞いております。ただし、マットの周りにはスポンジのかす等が目立つような場合もありますので、再度改めて掃除の徹底を指導したいと考えております。まずそこが一つの人間形成だと私は思っています。

引き続き、原状回復の件なんです、実際、体操の方々がうちの施設のどこに移ろうかと考えた場合に、そういった施設はなかなか見つからないんじゃないかなというふうに思っています。また、うちの町には鹿島武道館、体育館等ほかの施設もありますので、そちらのほうで武道ができるという可能性もあります。

したがって、鳥屋武道館を名称を変え

て、例えば鳥屋体操競技場という形にして、条例を変更して専用の施設等にすることのほうが、町にとってはスポーツをやる者にとって大きな効果があるのかなというふうに考えております。

これについては慎重に進めながら、議会の議決を得ながら、条例の変更に取り組んでいこうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 林議員

○8番（林 真弥議員） 残り時間5分になりました。

教育長から残念ながら私が求めた答弁には至らなかったように思います。

最後に申し上げますが、私は3月定例会議の議案第45号 町体育施設条例の一部を改正する条例に附帯意見をつけて賛成をしています。その内容は、老朽化した金丸体育館と鹿西武道館を閉鎖するもので、財政面から施設の統廃合には理解を示すが、利用者配慮には不満があり、附帯的意見を付け再考を求めています。

単に場所を提供すればよいではなく、心ある、心通う、熱意が感じられる施設の統廃合であるべきで、その改善に一石を投じたいとの言葉で賛成討論も行っております。

残念ながら今回の鳥屋武道館の事案は、その私の思いと真逆の方向にあったと思っております。今後の公共施設の統廃合がどのように進むのか、未知な部分は多くありますが、利用者の立場に立った、そして利用者の思いに最大の配慮を加えた公共施設の統廃合を進めていただきたい。

そのように申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（笹川広美議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） それでは、一般質問に先立ちまして、まず1月1日の令和6年能登半島地震により被害に遭われた方には心よりのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く心休まる日が訪れることをお祈りしております。

そして、今日まで本当に多くの皆様方、ご支援を多くの皆様に賜りながら、能登は一步步進んできています。その全ての皆様に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今回は今後のまちづくりについての町長の思い、そしてハード面とソフト面での環境整備について質問させていただきます。

これからのまちづくりへの思いは。

地震から復旧・復興に当たり、県では実に110ページもの創造的復興プランを作成し、県内19市町が思いを一つにして取り組む方針が示されました。この中では、序章に能登らしさを示しており、1番、壮大な自然、2番、自然と共存する暮らしとなりわい、3番、地域が一つとなる祭り、そして4番に、お互いのことを思いやり支え合う人とのつながりが大きく能登の特徴として挙げられています。

ここで、4の人とのつながりについて少し抜粋して述べられていることを読ませていただきます。

昔から、能登に住む人々の温かい人情は「能登はやさしや土までも」と表現されてきました。おうちで取れた野菜や魚などを近所の人にお裾分けしたり、旅行者に声をかけて食事を振舞ったりする、そういった光景が日常的に見られ、この中で、お互い様の関係が日々の暮らしに息づいています。能登の最も大切な部分においては、決して経済的な数字

に表れない、このようなつながりが存在しています。

また、通学路では子供たちが「おはようございます」、そして地域のお年寄りが「行ってらっしゃい」、こういった朝の風景も本当に風物詩となっております。愛情を持って見守り支え合う、そういった社会が能登にはあります。

この能登の人のつながりは、家族や知人を気遣ったり、祭りや手伝いで帰省したりしながらも、都会に出ていった子供たちが帰ってきて、このような人のつながりは地域を越えて温められてきている。そのように記載されております。

本当にそのとおりだなと思いますし、この県の計画を策定した方は、うまく能登のことを捉えておられるなというふうに感じました。

当町でもこれから復興計画が策定されていくわけですが、4月の全員協議会で大きな方向性が示され、先月、5月には素案も打ち出されました。基本理念は「つながり復旧・復興」となっており、町長からは、先頭に立って全身全霊をかけて取り組む。被災者、中能登町民、そしてふるさと中能登町を支えていただいている全国の全ての皆様へ、中能登町が復興の成し遂げるその日までつながりを大切に、未来へ希望を抱きながら、ともに歩みを進めていただきたい。こういったメッセージでした。

そこで、当町のこの復旧・復興プランにおける基本方針の「つながり復興」についての町長の思いをお聞きいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 これからのまちづくりへの思い、当町の復旧・復興プランにおける基本方針の「つながり復興」について町長の思いを聞くにお答えします。

去る4月30日、復興に向けた町長メッセー

ジを町民の皆様に発信しました。同時開催の議会全員協議会においても申し述べさせていただきました。

メッセージの中でも触れていますが、この未曾有の災害において私が実感したことは、全国からの支援によるつながりであります。発災当初、給水支援にいち早く駆けつけていただき、その後も罹災調査に2月まで継続的な支援をいただいた姉妹町の三重県紀宝町皆さん。対口支援の岐阜県及び岐阜県内41市町からは、避難所運営に始まり、罹災証明受付及び調査業務などにおいて5月末までの支援終了まで、およそ2,000人に及ぶ岐阜県職員や岐阜県内自治体職員並びに関係団体の皆様からのご支援をいただきました。

さらに、熊本地震の経験から、御船町には災害マネジメントを中心に支援していただき、発災後から起こり得るべき事態をその経験からご教示いただきました。

発災での混乱が続く中、どのような事態が起き、どのように対策をすべきかについて、支援に入られた自治体の間で協議を図られ、的確なご指南をいただいたことは、災害実務経験の少ない私たちにとって、対応方針を見定めていく上でのターニングポイントとなりました。

さらに、全国の自治体や国の機関、民間団体からの物資や資材、車両の提供など様々なご支援をいただいたことによって応急期を乗り越えられたものと強く感じております。

議員の指摘どおり、物質的な支援はもとより、こうした人のつながりの重要性を私自身、この地震を通じ心に大きく響き、強く実感しているところであります。

私は、この震災から復興に思いをめぐらせるとき、さきに述べた支援に訪れた多くの方々とのつながり、そして被災を受けた私たちが今こそともにつながり、絆を強く結ぶことが復興への第一歩であると痛切に感じております。

この考えを礎に、これからの復旧・復興のフェーズにおいては、その時々において新たな課題も出てくると思いますが、紡いできたつながりに震災で得たつながりを強固に、創造を加えたこれからのつながりによって、中能登町の復旧・復興を推し進めていきたいと考えております。

その上で、石川県から示される復興基金事業の活用が大きな鍵となることから、石川県との連携による支援がこれまで以上に重要と考えております。

議員をはじめ町議会、そして全町民とともに、つながりを強く、心を合わせて復興への歩みを着実に進めてまいりたいと考えております。引き続き、ご協力をお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 今町長が言われたように、2,000人を超える本当に全国の様々な自治体の皆さんにご支援をいただきながら、中能登町はここまでやってきています。今現在もまだたくさんの自治体のほうから多くの職員の皆さんに助けていただいているながら、一歩ずつ前進しているところですが、私も発災直後に支援に来られていた熊本地震を経験した熊本県御船町の職員の皆さんから、同じように震災後の対応、復旧について個人的にお聞きする機会がありまして、そのときにも、やはり今町長がおっしゃられたのと同じようなことを言っておられました。

どれだけ備えていても、防災を整備していても限りがあると。そういったときには、ほかの自治体、民間事業者、つながりを強化して、そのつながりによってお互い助け合って、そうやって今後、復興に向かっていくんだという経験談からのお話でした。

そしてまた、姉妹町であり、災害時協定を結んでいる紀宝町の皆さんも本当に早くからたくさんの方が来てくださいます、我々議会も意見交換をする機会を持たせていただい

たり、本当に感謝し切れないほどたくさんの応援をいただいております。

今町長もおっしゃった県との基金事業を活用したこれからの復興に向けて、さらに県と連携を強化していくということで、私も一層県とのつながりを強くする上で、県に働きかけて、今、空席となっている副町長をぜひ招聘してはいかがかと思うのですが、その辺に關しての町長の考えをお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 副町長の件に関しましては、また考えたいと思います。

つながりということでは、いろんな人たちが毎月、中能登町のためにできることをしたいということで毎月東京から、6月20日過ぎにもおいてますがそういう人たちとか、慰問に来られた方、いろんな意味で来られて、皆さんにはなかなか聞かれなかったかも分かりませんが、励ますということで、さだまささんとか泉谷しげるさんとか、そういう方も慰問に来られました。それは久江小学校のかしのつながりということで来られたということで、久江区の住民の方が非常に喜んでおいでました。

今いろんな、OUEN Japanという東京から来られる方なんです、私の一個後輩で、東京大学を出られて、中学生まで鹿西中学にいました。それ以降、金大附属へ行って東大へ行ったんですが、その方が安田信託銀行に勤めていて定年になりまして、去年の東京県人会に行ったときに知り合いまして、ぜひ中能登町も来てくださいよということで言っていたんです。その人は石川県の観光特使か何かになっております。谷本知事のときからそういうお付き合いでずっと来られていたんですが、今回、知事も替わって、馳さんのところはまだ行っていないということを言っていたが、この震災を受けてぜひ中能登町のために協力していきたいということで、この3月から毎月2泊3日ぐらいの日程で来られ

て、いろんな東京の企業なりを連れてきていただいて、全国の企業さんを連れてきていただいて、中能登町のために何ができるかということで一生懸命に模索しております。

6月の終わりぐらいにまたおいでますが、いろんな意味で中能登の企業も見せに行きました。そういう観光的なことも見せました。人の問題、これからは人口減少、高齢化の中での人口減少問題ということで、人材不足ということも含めまして、東京から一極集中は駄目だと。これから田舎へ行って田舎を助けなくては駄目だということで、人材をまた中能登町に送り込んできていただくということも考えております。

本当に人とのつながりを大切にしていかなければならないということで、つくづく全国各地の皆さんからご支援、義援金をいただいて本当にありがたく思っております。

今日も朝、来週、6月16日におにぎりのフェスティバルが行われます。その区長さんからのメッセージが来ました。福岡県、愛媛県、青森県の大間の町長、それからちょっと忘れましたが、三浦君、合田さんのほうが余計知っていると思いますが、全国の10市町の市長なりが応援メッセージを送ってきていただいて、次のおにぎりフェスティバルのときにも、おにぎりに関しての物販を提供したいということでメッセージを送ってきていただきました。

そういうつながりをこれから大切にしていかなければならないということを考えておりますので、これからは災害協定も含めて、そういう自治体とのつながりも大切にしていかなければならないということを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 副町長に関しては、これから言うてすぐということはないでしょうけれども、やはり県との連携を強化

していつていただきたいということと、町長はすごくお元気で、ばりばりなんですけれども、もし何かあったときにということもやっぱり我々は想定して動いていかなければいけないというのも、こういった大きな災害を経験して感じたことですし、そういった意味でも、できるだけ早く私は空席になっている副町長、ぜひ適任者を見つけていただければというふうに思います。

そしてまた、今ほども言われました多くの町とのつながり、また、おにぎりを介してのつながりであったりですとか、本当に様々な皆さんに助けていただいて、今この中能登町は前に進んでいるわけですが、災害時であったり、姉妹町であったり、またこれから新たな仲間をつくって、ともに助け合っていく。そしてまた日本国内のみならず国外からも多くの、台湾からも本当に多くの支援をいただいているのが現状なわけですが、そういったところとも連携をぜひ強化していつていただきたいというのが私の思いです。

それでは、2点目に移ります。

ハード整備の方向性を示せ。

町では、今後さらに加速化するであろう少子・高齢化を見据え、将来的な財政負担の圧縮のため、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の削減を目指して、平成29年3月に策定された計画の中においては、令和37年までに建築系公共施設については56%の削減が示されており、そちらの達成率の進捗状況に関して議会でも度々議論されてきました。

今回私が一つ取り上げたいのは、インフラ系施設についてです。インフラ系施設は、道路や橋、公園に上下水道、そして農業、水産業の施設等であり、削減については明記されておらず、長寿命化を計画的に進めていくとの目標設定となっています。

インフラ系施設は、町民の生活に直結し、

経済活動を維持する基盤となり、特に今回のような災害時において機能を維持することが求められる施設です。計画の中では、今後の方針として、壊れてから直す事後保全型から計画的に保全を行う予備保全型を実施し、維持管理費の縮減を目指すとなっています。そして維持管理に関する基本方針においては、行政目的のための利用が見込まれない土地や統廃合で発生する未利用地についても、他施設への転用の可能性がない場合には処分しますとなっております。

マスコミなどではあまり取り上げていただけませんが、今回の震災では、こうした予備保全型事業の推進により水道管の耐震化などが他の自治体と比べても進んでいたことにより、断水が短期間で済んだというような実績もあります。

今回、まずどこの自治体でも問題となったのが土地の確保の問題です。仮設住宅用地や災害ごみ仮置場など一定のまとまった用地、それも舗装した用地が緊急で必要となり、今までと遊休地に関する見方ががらっと変わったのは事実です。当町でも商工会横の駐車場に災害ごみ仮置場を設置しなければならず、そうした選択肢しかなかったことも、今後しっかりと検証していかなければいけません。

こうしたことを経験し、町有地の活用の重要性が浮き彫りになったと言えます。

そこで1点目に、町の保有する土地の活用をお聞きます。

2点目に、庁舎機能についてお聞きます。震災を受け、ここ総務庁舎で災害対策本部が設置され、我々議会も災害対策支援本部を設置しました。議会では、コミュニケーションアプリのグループLINEを活用しながら地域での支援活動を行い、議員協議会等で役場執行部の動きや対応の報告を受けてきたわけです。

発生直後からコミュニケーションを取る上で、このデジタルツールを活用して対応して

きたわけですが、実際の災害対策本部会議は、ここの総務庁舎であり、この総務庁舎は長らくトイレも使えないような状況が続いた中、本当に職員の皆さんは頑張って取り組んでくださったわけです。

日々消耗し、疲労こんぱいでありながらも、各部署と対策本部を行き来する皆さんに本当に頭が下がる思いですが、それを見ながら、本当にこれでいいのか疑問が湧きました。今現在も総務課直属の復興対策室は行政サービス庁舎に設置されているわけです。総務課でありながら総務庁者と行政サービス庁舎に分かれている。

そして、ほかの課のことを言えば、今年から統合した旧企画課と旧情報推進課は、課の名前だけ統合し企画情報課になりましたが、旧情報推進課はいまだにケーブルテレビ放送センターに残ったままです。

また、行政サービス庁舎にこども家庭センターも今年から立ち上がり、ゼロ歳から18歳までワンストップで包括的なケアを目指していく相談窓口kotonaが設置され、大変好評で多くの方にご利用いただいておりますが、教育委員会があるラピア鹿島とこども家庭センターを行ったり来たりしながら相談に来ている保護者の方もいると聞きます。

住民サービスにとっても職員の連携にとっても非効率的な現状を鑑み、今後、復興に当たり、近い将来に各施設や庁舎における担当課の移動や統合について町長のお考えをお聞かせください。

以上2点でお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 今回からここから答弁させていただきますことになりましたので、よろしくをお願いします。

まず1点目の今後の町有地の活用につきまして、今回の震災により、災害ごみや公費解体の廃材の仮置場、仮設住宅の用地など様々な場面で町有地を活用することができ

ました。今後の町有地の管理につきましては、この教訓を生かし、むやみに削減するのではなく、利用目的を明確にした管理をしていきたいと考えております。

次に、2点目の分散している庁舎における担当課の移動、統合の考えについてお答えします。

担当課の移動、統合につきましては、企画課と情報推進課を統合し、企画情報課として今年度当初から総務庁舎に集約する予定としておりましたが、震災により総務庁舎に災害対策本部等を設置したことから、放送スタジオや編集機器等の移設に必要な整備を行わず、ケーブルテレビ放送センターを残すことといたしました。

また今回の震災を受け、庁舎機能が分散した現状では、災害時の職員同士の意思疎通を図ることが困難であるといった課題も明確になりました。

今後の庁舎機能の在り方については、総務庁舎も被災したことから、防災の観点を踏まえて検討する必要があると考えております。

総務庁舎の修繕費につきましては、現在調査依頼をかけているところでありますが、概算額がお示しできる状況となりましたら議会へ報告をさせていただきますので、その際には協議をしていただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 町有地の活用に関しては、本当に今回あってよかったなというようなこともありましたので、やはりむやみやたらと削減するのではなく、しっかりと確保した上で、今後必要がなくなってきた場所に関してのさらなる新しい利活用の仕方というのも踏まえた上で、復興計画の中に入れていかなければいけないんじゃないかなというふうに私は考えております。

そして今も言われたように、分散型の庁舎

機能のために意思疎通がなかなか難しいという、そういったお話も町長からありましたが、今のお話ですと、総務庁舎の修繕に幾らかかるかを今後予算も上がってくるのかもしれないんですけども、積算をした上で考える。

私はそれではちょっと遅いんじゃないかなと思うんですよ。それはなぜかという、ここを直すという前提で積算をして、直すとしたらこれだけかかるからやっぱり違う案を考えましょうではちょっと遅いと思うんですね。そうでなく、やはり本来、私は一つになって、もっと効率よく町政運営をしていた方がいいと。場所は思った場所ではなかったですけども、やはり一つになったほうが職員同士の連携もするし、仕事がしやすいし、仕事が進むし、そしてまた町民の方もあっち行きこっち行き、そういったようなことをしなくて済むようになるんじゃないかということで、前向きに、ここは一つになってやってくんだぞということも考えて、それをお示しながら並行的に、その場合は幾らかかるのか。そして、ここで直す場合は幾らなのか。そういったことの対比をしながらでないと、ここを直すことを前提として、それでやっぱりお金がかかるから違うのを考えましょうでは遅いと思うんですね。

そういう意味で、並行的に一緒にいろんな案を考えていって、やはり我々に提示していただきたいというのが私の思いなんですけれども、その辺、町長どう考えでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 全く古玉議員のおっしゃるとおりで、本当は実際いろんな面で意思疎通もできませんでしたし、本当のことを言えば一つの機能として進んでいけばいいなということ 생각합니다。

その辺、どれぐらいの予算が出てくるか、概算が出てくるか分かりませんが、また行政サービスを庁舎ができて4年ほどたちま

すので、これをまた一回、庁舎統合計画の中に特別委員会でもまた議会のほうでもつくっていただいて、行政と一緒にその辺を考えていかなければならないなということで、将来にわたってはそういうふうにしていかなければ、こういう災害はいつ起きるか分かりませんので、一つに集約したほうが私はいいと思います。

その辺で、議会とともに考えていきたいなということを思いますので、よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 大変前向きな町長のお話をいただきましたので、次に移りたいと思います。ぜひ検討のほう、検討だけではなく、計画として進めていっていただければなと思います。

それでは、次に移ります。

シン・教育・子育ての町へ。

「シン」、片仮名なんですけれども間違いはありません。後ほど説明したいと思います。

先般、津幡町出身の小結、大の里関が初土俵から7場所で史上最速優勝を成し遂げ、この石川県に大きな希望の光を届けてくださいました。また、プロ野球やサッカー、バスケット、大相撲など、多くの選手やアスリートの皆さんが被災地を訪れ、本当にスポーツが与えてくれる希望や感動にこの能登の地は大きく助けられていると感じます。

先月に行われたトライアスロンのアジアカップでは、当町出身の定塚選手が8位入賞を果たし、中学生だった頃に議会広報で我々インタビューさせていただいたんですが、そういった生徒が世界で活躍するということを目の当たりにすると本当に誇らしく思います。教育長も教え子の一人だったんじゃないかなと思うので、誇らしく思っていられっやんことを想像できます。

当町の中学生は全国大会上位が常連の生徒

さんも多数おり、本当に子供たちの活躍が町の明るい希望となっています。

教育現場においては、今年は昨年に続いてコミュニティスクールが全小中学校で設置され、教育長がかねてよりおっしゃる地域が人を育て、人が地域を育てる、そういった社会基盤づくり強化へ一歩踏み出しているのではないのでしょうか。

また、GIGAスクールもコロナ禍での緊急的な導入から活用、そして応用へと新たなフェーズへと入っているのではないのでしょうか。

そしてまた、全4小中学校には、ほっとルームと言われる子供たちに寄り添った教室も設置され、一人でも多くの子供たちの安心できる居場所づくりも行われております。

人づくりの原点である教育、そして生涯学習の今後の重点施策や教育委員会として注力したいところはどこなのか。教育長に1点目として伺います。

そして全国に目を向けますと、持ち出すのも悲しい話ですが、先般報道でもありました。昨年の合計特殊出生率が1.20で過去最低となり、大きなショックを日本中に起こしました。石川県でも過去最低の1.34となり、いよいよ人口減少が喫緊の課題となる中、消滅可能性都市に宝達志水以北では中能登町のみ含まれず、大きなインパクトを与えました。

当町では、他の市町に先駆けて子供の医療費無償化や出産祝い金などの助成を行い、子育ての町をアピールしてきたわけですが、そうした施策はもう既に多くの自治体で同じようなことが行われています。

これは、我々が今度行きたいなと思っている、そして以前、コロナ前に計画していた茨城県境町のホームページのトップに来るんですが、ぱっと見てわかる、本当に子育てのまちをアピールした大変シンプルで分かりやすい、こういった子育て支援策が掲載されています。

以前より、他の自治体を参考に、ぜひ分かりやすいアピールをしてほしいということを一一般質問の場で提言させてもらってきたわけですが、この震災から人が大きく移動している中で、中能登町を子育ての場として選んでもらう。分かりやすい中能登らしさをアピールして、子育ての町を発信していくべきと考えますが、町長の思いをお聞かせいたします。

以上2点でお伺いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 シン・教育・子育ての町への質問につきまして、1点目の人づくりの原点である教育、生涯学習の今後の重点施策につきまして、後ほど教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目の中能登町らしさをアピールして子育ての町の発信をさらに進めるべきだと考えるが町長の考えを聞くについてお答えします。

人口減少が進む中、少子・高齢化対策は最も注力しなければならない課題であります。各種の子育て支援策を実施しております。

他の市町に先駆けて、最大50万円までの出産祝い金や18歳までの医療費助成、第2子以降の保育料等の無料化などを実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいりました。

保育施設や放課後児童クラブ、児童館については、施設的环境整備に努めるとともに、保護者との連絡ツールとしてICTを導入するなど利便性を高め、サービスの質の向上を図っていききたいと思います。

また、子育て世帯の相談支援機関として、今年4月に行政サービス庁舎に新たにこども家庭センターを開設し、専用スペースを設け、専門職による切れ目のない相談支援体制を整えました。

これからの子育て支援策につきましては、子育ての町として今後もさらなる充実を図

り、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

子育ての町、中能登町の情報発信につきましても、広報やホームページ、公式LINE等の各種メディアを十分に活用しながら、子育てに優しい中能登町の魅力が広く町内外に伝わるよう、これまで以上に積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

教育民生委員会で茨城県の境町へ行かれると聞きました。境町は全国的に有名なところでありまして、その近くにも千葉県の流山市とかがあります。そういう町がキャッチコピーとして、母親になるなら中能登町。それはキャッチコピーですよ。そういうようなキャッチコピーをぜひ皆さんで考えていただいて。町もそういうことをこれから考えていかなければならないと思っていますので、インパクトのあるキャッチコピーが必要じゃないかなということ思っておりますので、例えばそれを言ったのは千葉県の流山市が、「母になるなら、流山市」ということをキャッチコピーで出しておりますので、またその辺、皆さんでいろんな研修に行かれて、子育てに優しいまちでありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

本当に少子・高齢化ということで、中能登町は、先ほど古玉議員が言われたように、多分出生率は1.6ちょっとなんです。県外のほうでは高いほうなんです。介護保険は高くなりましたけれども、高齢者の方がある程度だんだん元気になってきているというあかしでもあるんです。そして今、保健環境課のほうでも今月、6月議会に不妊治療のものが出ました。不妊治療、子供を欲しいという方がたくさんおいでますので、そういう方面からも町として打ち出して、そういう人の助成なりをしてお子さんを欲しい人に対しての出生率を上げていく必要があるんじゃないか。高齢者の人も元気においでれば人口減少は少

し止まっていきますので、若い人と年寄りも元気なまちづくりということで考えていきたいなと思います。

この間データで出ていましたが、2050年までには100歳まで元気に働かれる社長とか、そういう人が出てくるらしい。100歳まで現役で。その辺、2050年になると120歳ぐらいが元気でおられるというような。今100歳が長寿で祝い金とか出しておりますが、次は120歳になるかも分かりません。

そういうような状態になってきているので、できるだけ元気で仕事をしていただいて、100から120までの間を人生最後のこととして考えてやっていただきたいなということで、ここにおいでる皆さんもそうですが、元気に仕事をしながら高齢化社会に向けて人口減少を止めていって、子育て支援をしていかなければならないと考えますので、ぜひよりよい研修に行ってください。

よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 古玉議員の人づくりの原点である教育、生涯学習の今後の重点政策のご質問にお答えします。

私は、人づくりはまちづくりであると思っております。そういった思いで、教育委員会の職員とともに学校教育、社会教育を進めております。全ての年代の方が住みよいまちづくりをしていきたい、そう思っております。

その施策として、先ほど古玉議員からありましたように、コミュニティスクールを実施しております。地域で学校を育てる、学校から地域に元気を発信していく、そんな町にしていきたいと思っております。

2つ目、ほっとルームです。

学校に行きづらい子の居場所を何とか学校につくってあげたい、そういう思いでつくりました。まだ数か月しかたっておりませんが、設置の効果が表れております。去年ちょ

っと学校に行きづらかった子が、今年はほっとルームに寄って教室に行く。そういった場面も聞いておりますので、さらに安心と信頼できる学校づくりを進めてまいります。

今後でございますが、1つ目、学力に向けて英語教育を推進していきたいと思っております。

なぜ英語かと言われると難しいんですが、英語がしゃべれると自信がつく、そう思います。これからグローバル化の時代、いろんな場面で外国の方と話します。タブレットを開ければ、すぐその向こうには外国人の方がいます。そういった意味で外国語を進めていく。

また、それがまちづくりの一つの特徴だと思うんです。中能登町に来れば、まちづくりとして学校教育の中で英語教育をやっているぞ。そんなのも一つのアピールにしていきたいと思っております。

2つ目です。総合型地域スポーツクラブをつくっていききたいと思っております。

今、中学校の中では全国で部活動の地域移行を進めております。その中でも、かほく市、小松市、中能登町が進んでいるということで、先進事例を発表するわけなんですけど、私の中では、中学校の部活動ではなくて、子供から大人まで全ての世代にスポーツができるような、そんな町にしていきたいし、その一部分として部活動の地域移行化がある。部活動を地域移行して、地域の方との触れ合いでスポーツを活性化する。そんな町にしていきたいと思っております。

最後です。難しい問題ですが、家庭教育に取り組んでいきたい。

若い子育ての親が来ておりますので、いろんなお話をしながら、親の方の悩みであり、教育について語り合いながらしていきたいと思っております。子育て支援の担当の部局もできておりますので、そこと連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） 大変前向きな回答ばかりで、ありがとうございます。

まず町長が言われた100歳まで現役というのは、ちょっとショッキングだったんですけど、ぜひ町長にも100歳まで現役を目指し頑張っていっていただきたいなと思いますし、高齢者が元気で、子供たちの笑顔があって、そういった明るいまちづくりを目指してやっていければなというのは私の本当に思いですし、私も自分のキャッチコピーとして、子供たちの笑顔あふれるまちづくりというふうに言っておりますので、ぜひ子供たちがハッピーになれる、みんながハッピーになれる中能登町みたいな感じもいいんじゃないでしょうか。またぜひ議会でも、キャッチコピーに関してはいろいろとアイデアを出していきたいなと思っております。

そして、教育長が言われました3つの重点施策。英語よろしく願います。私も英語教育に従事している者として、何でいいのかと言われたら分からないと言われましたけど、自分自身の表現としてツールがすごく増えるんですね。人と人とのつながり、今回ずっとつながりの話をしていますけど、やっぱりつながるときには、今、スマホや翻訳機で幾らでも会話というのはできるんですけれども、生の自分の言葉を使って、自分のコミュニケーション力を使って表現してつながっていくというのが一番の大前提だと思うんですね。

そうしたときに、正直、今の英語教育では、子供たちは、恥ずかしがったり、ちゅうちょしてあまり発話したり先に進めない、そういった英語教育になっているんですよ。環境整備をして、間違えてもいいんだ、伝わったら楽しいんだというような、そういった経験をたくさんさせてあげることによって、もっとできるようになりたい、もっと世界に飛び立っていききたい、そういったような子供た

ちがたくさん生まれてくるんじゃないかなと思いますし、私も本当にぜひこれを重点施策として進めていっていただきたいという思いです。

私もできることは、今、図書館で英語の本の読み聞かせを、ここでちょっと言わせてもらいますけど、させていただいておりますので、そういった中で子供たちとの触れ合いを通して、やっぱりやっていてよかったなと、継続は力なりというのをすごく思いますし、そういった場を私も増やしていければなと思っております。

2つ目の地域スポーツクラブは、今までそんなお話が出てきたことがなかったんじゃないかなと思うんですけども、すごく魅力的なお話ですね。私も前回もお話ししていましたけれども、プールが熱過ぎて入れないんですよね。そういった意味でも、プールが含まれるかどうかは別として、こういったクラブの地域移行も含めて、地域で一緒になって生涯学習、スポーツに取り組んでいく。そういった場がつくれるのであれば、ぜひそれを実行していただきたいなと思います。

3つ目の家庭教育ですけれども、今、本当に情報過多で、情報があふれ過ぎていて、お母さん方はネットで書いてあることをそのまま信じて、もしかしたらやっちゃうかもしれないです。それによって、ここにいる子供と実際に向き合って子育てをしていくというよりも、情報にこう書いてあるからこれでいいんでしょうになっちゃうような、もしかしたらあり得るかもしれないんですよ。

そうなったときに、そういった現場で実際に経験してきている経験者である先生方から、子供はこのぐらいのときはこういう反応をする、こういう考え方をするんだよ。だから、あなたはこういうふうになに接したほうがいいですよというような生のアドバイスをいただけるというのは、すごく大きなことだと思います。

情報があふれ過ぎている分、それを整理するような場所というのが地元の地域になっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひそれを今後も進めていっていただきたいなと思います。

今日の新聞にも掲載されておりました給食費無償化ですが、全国3割の自治体で実施されており、当町でも一部条件付きで無償化をしているわけですが、そういった自治体と合わせて約4割を超える自治体が物価高で家計負担が増している。そういった子育て世代を支援している状況だそうです。

そうなってくると財源となりますが、ふるさと納税で賄っている自治体が何と74もあり、当町でもまだまだ伸び代のあるふるさと納税への働きかけなど、全町で横断的に、そして議会も巻き込んで知恵を絞っていく必要があるのではないのでしょうか。

やっぱり子育ての町というからには、給食費無償化、もちろん県や国にも働きかけていくべきですけれども、町として、町長はどのようにお考えなのか、ぜひお聞かせください。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 給食無料化につきまして、県内では本当に早いほうで無償化に取り組んだわけなんです、だんだん皆さん、各自治体が消滅削減都市のそういうことで、10年前から全く一緒なような施策をやっています。

本当は給食無料化は、国が全ての自治体でしていただくということで、私らは町村会でも話しかけているので、なかなか小さい自治体では財源的にも厳しいところがありますので、それを一回またこれからいろんなことで見直しをかけていかなければならないと思いますので、これからしっかりとその辺を考えていきたいなと思います。

○議長（笹川広美議員） 古玉議員

○6番（古玉いづみ議員） ぜひ、みんなで

知恵を絞っていききたいなというふうに思います。

シン・教育・子育ての町ということで、この「シン」はなぜ片仮名にしたかといいますと、一つの思いでは語れないという、そういった理由から片仮名にさせていただいたんですが、新しいの「新」、そして真の「真」、そして進んでいく「進」、そして心を通わす「心」、そういった教育の町、子育ての町を目指していただきたいという思いです。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3番 角 久子議員

〔3番（角 久子議員）登壇〕

○3番（角 久子議員） 一般質問に入る前に、私からも一言、今回の思いもよらない、またこれまでにない大地震により、家屋はもちろんのこと、町の至るところに被害がもたらされました。改めて被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

正月でくつろいでいた中での災害で、町長をはじめ職員の方々の中には、我が家も被災に遭われたにもかかわらず、困惑の中、参集された職員もおいでたことでしょう。そんな皆さんが一丸となって対応などをされていたことにより、改めて感謝申し上げます。

そしてまた、姉妹町、紀宝町や岐阜県をはじめ他県の職員の皆様方、県内外からの災害ボランティアなど多くのご支援もいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問を始めたいと思います。

今回の災害により、改めて町の総合計画を

読み返してみました。そこには、基本構想の第5章、主要施策の第2節に安全・安心で快適な住環境づくりの中に、道路の整備や防災の強化、また上下水道の整備についての努力項目が掲載されておりました。

今回、誰もが想定もしなかった災害で、町の生活インフラの被害は甚大なものでありました。道路、上下水道の復旧、また農地、河川についても心配しているところであります。

そこで今回、3点についてお伺いしたいと思います。

1つは道路整備の進捗状況について、2つ目は災害に強い防災体制の充実強化について、3つ目は上下水道の整備についてであります。

まず1つ目は、町内あちこちで数えると切りがないくらいの道路の陥没、ひび割れなど、かなり目立っていることとございます。修復も少しは進んでいるように見えますが、これまでにどれくらいの被害があり、現在どの程度修復を終えているのか。また今後、完全修復にどれくらいの時が必要なのか。

2つ目は、災害に強い防災体制の充実強化とはについてであります。

主要施策、安全・安心で快適な住環境づくりでは、防災の強化として、町民の生命、身体及び財産の保護をするため、大規模災害時の対応として災害に強い防災体制の充実、強化に努めることとされます。聞くところによりますと、今回の能登半島地震における罹災証明の判定では、住家の全壊から半壊までの棟数が900棟以上になっているとお聞きしております。

また、これによる公費解体も進んでいくとは思いますが、住家を修繕するご家庭もかなりいらっしゃるのではと想像するわけであります。

新聞紙上では、現在、県議会の6月補正にて、石川県創造的復興プランが示されてお

り、その中において被災宅地の復旧支援が創設されているとのこととあります。被災された方々には非常に助かる制度ではないかと思えます。

こうした制度をぜひご活用いただき、自らの財産を守っていただくことも大きな自助につながり、災害に強い防災体制の充実になるのではないかと考えます。

そこで、お聞きいたします。現在、石川県が計画している被災宅地の復旧支援制度について、現在分かる範囲で結構ですのでご説明願います。

次、3点目ではありますが、上下水道の整備についてであります。

当初、越路地区では、いち早く水の供給が行われ、水を求めての長蛇の列。そこにはたくさんの職員の皆様が寒い中頑張ってくださいのを見て、本当に感謝の気持ちでいっぱいでした。

しかしながら、場所により断水状態が長きに続いたところも少なくはなかったかと記憶しているのですが、現在、町の水道施設は大丈夫なのか。

それと、水道管についてお聞きします。水道管については、耐用年数を見て徐々に交換作業をしているかと思いますが、今回の地震により水道管はどんな状況にあるのか。

先般、新聞で水道管耐震適合率が掲載されておりました。そこには全国平均率42.3%で、当町は33%となっておりました。全国平均より数値が低いと、素人考えで、破裂するのではとよからぬ心配をするわけです。

それともう1件、最も心配なのは下水道です。道路のあちこちにマンホールが隆起しているのを見て、町全体で下水道の状況、あるいは復旧の見通しはどのようなものか。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 快適な住環境づくりについ

てのご質問にお答えします。

1点目の道路整備の進捗状況はについてありますが、6月6日時点での町道における被害状況は483か所あり、また、14路線の町道においては安全な通行確保が困難と判断し、通行止めの措置を行っている状況であります。

町道における被害の比較的小さな箇所につきましては、碎石投入作業などを行うなどの応急仮復旧工事や、2月には134か所において舗装本復旧工事を発注し、5月には完了しています。また、6月にも202か所の舗装本復旧工事を発注する予定であります。

被害の大きい町道につきましては、町の財政負担軽減のため、国からの補助金を得るための国の災害査定を順次受けており、採択を受けた路線から工事を発注していきます。

しかしながら、地震による町道が被害を受けた原因は複数存在し、町道には埋設してある水道管や下水道管が原因となったものが多くを占めており、それらの復旧には長期間必要であることから、町道の舗装復旧においては当面の間、碎石による仮復旧の状況が続きます。

町民の皆さんには今後ともご不便をおかけしますが、道路パトロールを強化し、安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

次に、2点目の災害に強い防災体制の充実、強化とはについてであります。現在、石川県においては所有者が実施する被災宅地の復旧、傾斜修復についての制度を創設中であり、その新設される被災宅地等復旧支援事業では、擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復などが行えることとなります。

詳細につきましては、制度創設後のお知らせになりますが、補助額は対象の工事費から応急修理などの少額工事相当の50万円を控除した額の3分の2を補助することとなり、補助額の上限は766万円であります。

例えば、液状化等により住宅が傾斜した修復で、宅地の地盤改良と傾斜修復で工事費が1,200万円かかった場合、50万円を控除した1,150万円の3分の2の766万円が補助となり、自己資金は434万円となります。

この制度により、能登半島地震で被災した宅地等において早期の宅地復旧と被害者の負担軽減を図り、町民の財産である宅地を保護することができます。

これからは、引き続き安心して生活していただけるよう、この制度を活用していただきたいと思います。

最後の3点目、上下水道の整備についてありますが、令和6年能登半島地震による上下水道施設の被害状況は、水道管ではおよそ0.8キロメートル、下水道管ではおよそ15キロメートルの管路において被害が出ております。

また、浄水場や井戸などの水道施設においては被害がなかったものの、下水道施設の鹿島中部クリーンセンターでは水処理施設が被害を受けており、現在、応急仮設により稼働しているところであります。

水道管の耐震適合率については、当町では33%となっており、全国平均の42.3%より下回っている状況となっております。現在、町では中能登町新水道ビジョンを基に整備をしており、老朽管更新事業により順次耐震化を進めており、これまで耐震化工事を実施した箇所については地震による被害は確認されていないことから、今後も引き続き、耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

また、復旧については、多くの管路が被災していることから、財政負担の軽減を図るため国からの補助金を得る必要があり、復旧までにはかなりの時間を要するものと考えております。

今後は、災害査定を受けた箇所から順次工事を実施していく考えであり、町民の皆様には通行による規制や、一時的であります。

水など、ご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 角議員

○3番（角 久子議員） 今ほどの概要説明は、よく分かりました。

そこで再質問ですが、その被災宅地等復旧支援制度は、当町では具体的に今後どのような流れで、いつ頃から申請が可能となるのか、答弁願います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 詳しいことは、県議会でこれからやっていくので、さっき言った1,260万のうちの金で50%が控除されて、そのうちの766万円が出ているということは分かります。それは、例えば傾斜したときとか家がずれたとかということなんです、液状化のことも含めて、その辺詳しく分かりませんので、担当の土木建設課長より説明させます。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長
〔笹谷 学土木建設課長登壇〕

○笹谷 学土木建設課長 それでは、お答えいたします。

先ほど町長が答弁しました被災宅地の復旧につきましては、補助額の上限は1,200万円でありまして、そのうちの50万を引きました3分の2、766万円が補助、残りが自分の自己資金というふうになります。

そのような中、液状化によるものにつきましては、地盤改良などの復旧を行うことができます。地盤改良のほかにも、例えば今回の地震により擁壁がずれたりとかした場合も、この事業で直すことができます。

今後の予定なんです、町としましては、石川県の議会が6月20日に終わりますので、それが終わりましたら、7月の常任委員会において、また議員の皆様方に少し協議をさせていただきまして、その後、7月の随時会議にお願いしまして予算計上を行い、8月ぐらいから申請の受付を開始したいと考えており

ます。

以上であります。

○議長（笹川広美議員） 角議員

○3番（角 久子議員） 今ほどの説明で、今後のスケジュールも理解できました。一日も早くこのような制度を活用していただき、安全で安心な笑顔あふれる平穏な日常を取り戻せる日を心待ちにしまして、次の質問に移ります。

学校教育の現状について3点お伺いいたします。

まず1点目、コロナに引き続き、震災により児童生徒に問題というより支障を来していないか。2点目、コミュニティスクールについて。3点目、防災教育の在り方といいますか取組についてお伺いいたします。

依然、コロナの影響ばかりではないかもしれませんが、何らかの影響で全国的に不登校が増えているというお話の中で、中能登町にもその影響はなきにしもあらずということでした。

そのコロナも5類移行になり、ほっとしたかと思いきや、年が明けるなり、新たに頑張ろうという気持ちを持った矢先に迎えたあの大地震。災害のショックといいますか、あまりの大きな地震で大なり小なりおびえて足がすくみ、学校へ行けないという児童生徒はいたのかいなかったのか。いたのなら、先生方はそれなりにケアをされていたかと思いますが、その点はいかがなものでしょうか。

次に、昨年、1年生の生徒たちがコミュニティスクールとしてごみ問題に取り組み、それぞれ調査などをして個々に気づいたことを発表するという事で、参加させてもらい、感銘を受けました。

このコミュニティスクールとは、子供たちを真ん中に、学校、家庭、地域が知恵を出し合い、一緒に手を取り合って子供たちの学びをサポートする仕組みだそうです。こんなすばらしい取組の結果が、生徒一人一人それぞ

れが自信を持って発表する。その姿勢がとて
もりりしく見えたのも納得。

私は中学生しか見ていないのですが、この
活動の現状、また今後どのように進めていく
のか。

最後に、震災後といっても日は浅いのです
が、大地震に遭遇したことにより、防災教育
の必要性、在り方を見直されたのではないかと
思ったわけです。

そこで、学校における防災教育の取組につ
いてどのようにお思いでしょうか、お尋ねし
ます。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 角議員の学校教育の現状
について、1点目のコロナに引き続き、震災
により児童生徒に支障はないかのご質問にお
答えします。

このたびの能登半島地震による児童生徒の
影響については、一時期、カルチャーセンタ
ー飛翔に避難していた児童がいましたが、早
期に自宅での生活に戻っております。また、
みなし仮設住宅での生活を送る生徒も一部見
られております。

地震を原因とする不登校児童生徒はいませ
んが、心理的不安を抱える児童生徒に対して
は、スクールカウンセラーによるケアを行っ
ております。

なお、今月3日朝に発生した余震では、当
町では震度3を観測しましたが、不安から登
校を控えた児童生徒はおおよそ10人いまし
たが、翌日全員登校しており、学校からも当
該児童生徒に対し声かけも実施したと報告を
受けております。

次に、2点目のコミュニティスクールの現
状、または今後の取組についてのご質問にお
答えします。

コミュニティスクールとは、地域が一定の
責任と権限を持って学校運営に参画し、地域
と家庭、そして学校が一体となり子供たちを

育てていくという取組です。

具体的には、保護者や教職員、地域の方々
などから構成された学校運営協議会が中心と
なって進めていく特色ある取り組みでありま
す。

当町においては、令和5年4月から鹿西小
学校と中能登中学校の2校をモデル校として
スタートしました。学校経営方針に対しての
地域の方々の承認や協力が得られたことで、
鹿西小学校では、高齢化が問題となっていた
通学パトロール隊の人材発掘により、学校運
営協議会委員の働きかけにより危険箇所にも
新たなパトロール隊員を配属することができ
ました。

中能登中学校では、部活動のサポート体制
強化として、土日の部活動地域移行の実施
や、様々な職業の方々を講師として迎え、生
徒に仕事とは何かを学んでもらう行事である
中能登しごと館の支援を行いました。

また、地域の方々による授業サポートの実
績も大きく伸び、そして事業サポートに関わ
っていただきました地域の方々からも、子供
たちから元気をもらった、楽しかった、また
やりたいといった言葉をいただいております。
子供たちと関わることで、地域の活性化にも
つながっていくと考えております。

令和6年4月から、新たに鳥屋小学校と鹿
島小学校もコミュニティスクールをスタート
しました。昨年、先行して導入した2校の成
果を生かし、学校のニーズに応じた授業サポ
ートや学校運営の問題解決について積極的に
意見が交わされ、順調にスタートを切ってい
ます。今後は、各学校の地域の特色を生か
したふるさと学習や学校から地域に向けての
発信など取組を考えております。

また、新しく学校のサポートをしていただ
ける地域の人材の発掘を目的に、令和6年1
月には中能登町地域学校協働活動サポート人
材バンクを設置し、幅広くサポートしていただ
ける人を募集しており、現在、新たに登録

いただいた方による授業サポートも実施しております。

議員の皆様におかれましては、これはという人材がおりましたら、ぜひともご紹介いただければと思っております。

また、地域の方や保護者に向けて、コミュニティスクールについての理解を深めていただくため、校区ごとに年4回程度コミュニティスクールだよりを班回覧し、学校運営協議会の会議録についても町ホームページに掲載し、情報発信に努めております。

このコミュニティスクールは、地域と学校にもたらす大きな可能性を秘めた取組であると考えております。今後もコミュニティスクールの活動を生かし、将来を担う中能登町の子供たちと地域の皆さんが関わり合い、地域とともにある学校、学校を核とした地域づくりを積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、3点目の防災教育の在り方についてお答えいたします。

自然災害発生時における子供たち自身の身の安全確保や防災対策については、これまでも訓練の実施や防災教育の授業を実施してまいりました。

各学校では、このたびの能登半島地震を受け、新たな取組が始まっております。例えば、鳥屋小学校の6年生は総合的な学習の時間で、防災のための安全なまちづくりと題した授業が行われています。地震の被害の実態を知り、課題意識を持ち、課題解決の活動を通して自分たちで考えて行動できることを目標としています。

この授業は4月から取り組んでおり、既に10時間を超える授業を通して、防災のための安全なまちづくりのために自分たちにできることを考え実践する意識が芽生え、活動内容を発表する段階まで来ております。指導ではなく、自主的な取組に発展しておりますの

で、ご紹介いたします。

また、コミュニティスクール事業において、災害発生に備える行動計画の一つであるマイタイムラインを各家庭で作成する取組を準備しております。これは時系列に、いつ何をするのかをあらかじめ決めて1枚の用紙に記しておくことで、自然災害などに対する防災計画を家族単位で役立てるきっかけとなるものです。

こうした取組を通じて防災教育に役立てていくことを狙いとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 角議員

○3番（角 久子議員） 災害のショックは、さほどなかったということで、とても安心しました。

先月ですか、先月末の新聞に、県内児童虐待過去最多にという大きな見出しが目に入りました。その記事に、保護者が精神的、身体的に不安定になった際に、しわ寄せとして子供が虐待に遭う危険性が高まると指摘されていました。

今回の地震により、ここ中能登町にそんなことが起きないように、手を取り合って、それこそコミュニティスクールの推進ではありませんが、学校と地域が協力して、地域が子供を見守る、いわば私の幼き頃、家庭、地域とともに私たち子供たちを育ててくれた、そんな環境であったことを思い出します。

あるところで、コミュニティスクールを実施したことにより、地域コミュニティの活性化や地域の防犯、防災体制の強化につながったという報告もあるそうです。みんなで助け合い、支え合って生きていく社会であってほしい。

まさに令和という今の年号にそんな思いが込められているということで、コミュニティスクールの活動がさらに充実したものになりますことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、10番 南
昭榮議員

〔10番（南 昭榮議員）登壇〕

○10番（南 昭榮議員） 通告に従いまして
質問に入ります。

初めに、被災家屋の対応についてであります。

能登半島地震から5か月が過ぎ、ほっとして
おりましたら、6月3日の早朝には輪島市
や珠洲市に震度5強の地震があり、当町でも
震度3で、まだまだ警戒する必要があると思
います。

そこで、1月1日の地震で被災し、危険で
住むことができない家屋で避難されている方
などを含めた現在の状況を聞きます。

次に、居住されている特にブルーシートが
かけられた屋根瓦については、降雪時期を迎
えるまでに応急修理を済ませたいものでは
ありますが、事業者との兼ね合いもあるかと思
いますが、応急修理の申込みされた数と進捗状況は
どのようになっているのか、お聞きします。

また、当町の住宅の耐震化改修工事の補助
費の増額を行い、幅広く町民に補助制度の活
用、周知を図り、末永く安心して暮らせる居
住環境を提供する考えがないかをお聞きしま
す。

最後に、当町の耐震化率の目標はどれぐら
いを考えておられるのか。

以上の4点についてご答弁をお願いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 被災家屋の対応を示せにつ
いて、ご質問にお答えします。

初めに、1点目の被災家屋の現状はにつ
いてであります。5月末現在の住家の罹災証
明書の発行件数では4,104件であります。そ
の内訳といたしましては、全壊が50件、大規
模半壊が111件、中規模半壊が204件、半壊が
502件、準半壊が734件、一部損壊が2,503件

となっております。

あくまで住家の罹災証明書の発送件数で、
被災家屋の総数ではありませんので、ご理解
をお願いいたします。

被災された方につきましては、住家の離れ
や、納屋を修理して住んでいる方、子供の
家、親戚の家等に住まいをされている方、賃
貸型や建設型の応急仮設住宅に入居されてい
る方がおいでます。

しかしながら、今なお住まいの確保に苦心
されている方もおいでになると聞いておりま
すので、引き続き被災者に寄り添った対応を
進めていきたいと考えております。

次に、2点目の屋根等の応急修理の進捗状
況はについてであります。住宅の応急修理
制度は、災害救助法に基づき、令和6年能登
半島地震で被害を受けた住宅のうち、大規模
半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の世帯を対
象に、中能登町が業者に依頼をして、日常生
活に必要な不可欠な部分の応急的な修理を行う
制度であります。

応急修理の対象工事は、屋根や壁、床、ド
ア等の開口部の補修、上下水道配管などと限
定となり、費用の限度額は半壊以上の場合
は70万6,000円、準半壊の場合は34万3,000円と
なります。実施の期限は令和6年12月31日ま
でであります。

5月現在の応急修理の申請は540件の申請
があり、162件の支払いが完了しておりま
す。

この制度を利用できる家屋は、住家の罹災
証明発送件数でおよそ1,500件であり、申請
の割合で36%、完了が10%程度となっており
ます。

また、主に屋根瓦については現在も至ると
ころにブルーシートがかかっており、業者が
見つからない、見積りもしていただけない状
況で、さらに業者から令和6年12月31日まで
には工事は不可能とも聞いておりますので、
町といたしましては、石川県を通じて国への

実施期限の延長を要望している状況であります。

引き続き、一件でも多くの方がこの応急修理制度を利用し、安心して生活していただけるよう周知をしていきたいと考えております。

次に、3点目の住宅の耐震化改修工事の補助金の増額を行い、幅広く補助制度の活用の周知を図る考えはないかについてであります。町には、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、木造既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に要する費用に対する補助金の制度があります。

これは、昭和56年5月30日以前に工事が着手された木造建築物が対象であり、耐震診断には費用の3分の2、上限12万円、耐震設計には費用の3分の2、上限20万円、耐震改修工事には1棟当たり上限200万円の補助金を交付するものであります。

補助金の増額等につきましては、昨年の令和5年10月1日より段階的耐震改修の拡充をしております。この段階的耐震改修は、例えば第1段階で日頃から生活している1階部分の耐震改修を行い、その後、資金が準備できた際に第2段階として2階部分の耐震改修を行います。まずは日頃生活している部分の耐震改修を行うことで、万が一の際に大切な命を守るものであります。

また、耐震改修工事費は、去年の4月1日より150万円から50万円をかさ上げして200万円としております。

耐震化の制度については、住まいの相談会を例年数回実施しており、町の広報紙やホームページでも周知をしております。今後は、これまで以上に創意工夫をしまして広く町民へ発信していきたいと考えております。

次に、4点目の住宅耐震化率の目標はについてであります。

町では、地震による建築物の倒壊等の被害

を未然に防止し、町民の生命や財産を保護するため、住宅や建築物の耐震改修を促進することを目的に、中能登町耐震改修促進計画を平成20年3月に策定し、令和2年3月に改定を行っております。

平成18年度末の住宅の耐震化率は41%、令和元年度末には58%となっており、また、令和11年度末までの目標を90%と掲げておりますが、この90%の目標はかなり高い数値であり、目標達成は大変厳しい状況にあります。

また、今回の地震により耐震改修の補助額をさらにかさ上げを実施した、また実施を検討している市町があるという情報もあることから、当町においてもさらなるかさ上げも検討しながら、この目標値に向けて、一人でも多くの町民が耐震改修の補助制度を利用し、いつ何どき起きるか分からない地震から大切な命を守られるよう、耐震改修の補助制度の推進に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） よりよい説明をありがとうございます。

再質問ですが、半壊以上の公費解体はどれぐらいの件数か、その進捗状況と、また、自費解体についても併せてお聞きします。

委員会には少し議員は聞いておりますけれども、なかのとテレビを見ている人は聞いてないかと思しますので、もう一度お願いします。

○議長（笹川広美議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

半壊以上での公費解体はどれぐらいの件数か。また、自費解体についてもお聞きしますというご質問にお答えをさせていただきます。

毎月開催されている総務建設常任委員会においても公費解体の進捗状況を報告しているところではありますが、6月6日時点での数字を申し上げさせていただきます。

住家、非住家で半壊以上の判定を受けた方のうち、公費解体の申請をされた方は329人、自主解体を申請された方は11人となっており、棟数で申し上げますと住家が90棟、非住家で343棟の申請を受付しております。

以上でございます。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 次の質問に入ります。

地震による家屋以外の被害状況は何かについてであります。初めに、上下水道のマンホールが液状化によっての浮き上がりや地盤沈下による被害が多く出ておりますが、先般、当町水道管の耐震適合率は全国平均を下回る33%と新聞報道がされていましたが、今後、耐震化についての計画をお聞きします。

次に、町道の通行止めになっている末坂春木線、T-40号線の春木地内の通称三ツ池付近、県道252号線接続点であります。道路は大規模な崩壊により長期間にわたり通行ができない状況が想定されます。この道路は通勤通学路になっており、早急に工事を着工される計画がないのか。または仮復旧工事等で解消されるのかをお聞きします。

また、地震により家屋以外でその他にも大きな被害があるかもお聞きします。

最後に、具体的な地震復旧計画を策定される考えがないのか。

3点についてご答弁をお願いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 地震によるその他の被害状況は何かのご質問にお答えします。

まず1点目の上下水道の耐震化の今後の計画はについてであります。水道では、中能登町新水道ビジョンを基に整備しており、老朽管更新事業により順次耐震化を進めており

ます。

下水道では、国の方針に基づき、緊急輸送路や避難所直結の管渠など重要な幹線等において優先的に耐震診断を実施しており、マンホールにおいても液状化による浮上対策を順次進めているところであります。

水道管、下水道管ともに耐震工事を実施した箇所については、地震による被害は確認されていないことから、今後も引き続き耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の通行止め道路の仮復旧工事についてであります。能登半島地震発災後、町道には亀裂や陥没が発生し、また家屋の倒壊のおそれなど安全な運行が確保できない路線につきましては、通行止めの措置を行いました。最大で21路線ありましたが、6月6日時点では14路線で引き続き通行止めの措置を行っている状況であります。

通行止めを行っている被害の大きい町道につきましては、国の災害査定を受けるために必要な測量作業や被害状況の写真撮影を行い、その作業が済み次第、陥没箇所における砕石投入作業を行い、順次通行止めの解除を行っております。

しかしながら、議員が言われる春木地内の町道T-40号線においては、町道の半分以上が崩落し、また歩道部においても亀裂が入るなど大変危険な状況で、車両や歩行者が安全に通行できる仮復旧工事を行うことが困難な状況であります。

このような大規模な被害を受けた町道につきましては、角議員の質問に答弁をしましたが、町の財政負担の軽減のため、国からの補助金を得るため国の災害査定を順次受けて、採択を受けた路線から工事を発注してまいります。

次に、3点目の具体的復旧計画の策定についてであります。まず、家屋以外での被害状況は、町道、農道、林道、ため池などの農業用施設、上下水道管や下水道施設など、数

多くのインフラ施設に甚大な被害を受けております。

また、具体的な復旧計画につきましては、中能登町復旧・復興プランに位置づけてまいります。

インフラ施設の復旧工事については、町道内に埋設してある上下水道管及び道路用側溝など一体的となっていくことや、農道や林道、農業用ため池などの農林施設においては工事を行う季節に制約があるなど、工事期間の調整や工事の効率化を図り、役場組織全体で復旧を推し進めたいと考えております。

重ねてになりますが、国からの補助金を得るための国の災害査定を順次受けて、採択を受けた箇所から工事を発注していきます。

このような状況であり、復旧完了までに長期間を要しますが、財政負担を軽減するためでありますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 今ほど三ツ池の工事はなかなか難しいということでした。

そこで迂回路があるんですけども、迂回路の道路が狭くて木が生い茂っているのと、大きい4トン車なんかが通るので、事故になるおそれが多いので、ひとつその解消を考えてほしいと思います。

その答弁をお願いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 三ツ池のところは、私も何回か見てきましたが、だんだん下がっていきまして、本当にもう何メートルかの差が出ていますので。

南議員が言われました迂回路についても、狭いところですので、私はあんなところへ4トン車が入っていくということ自体がおかしいんじゃないかなということで、2トン車は行ける思うんですが、4トン車は必ずどっちが、2トン車でも一緒ですけども、浄水場のあそこまで下がっていかないとすれ違いで

きんというような状況なので、末坂地内の入り口にこれから通行止めをしたいと考えています。末坂地内も結構道が傷んでいますので、どの辺に通行止めということで看板を出すか、また検討していきたいと思います。

補足については、担当課長より説明をさせます。

○議長（笹川広美議員） 笹谷土木建設課長
〔笹谷 学土木建設課長登壇〕

○笹谷 学土木建設課長 それでは、再質問にお答えいたします。

議員が言われる街路というのは、春木市内の春木浄水場の前の町道T-18号線になるかと思います。この道路は、先ほど町長も答弁したとおり、普通車がすれ違いができないような狭い道路であり、また大きなカーブや、また急な坂道があり、また木等も生い茂っております。そのような道路であります。

また一方、町道T-40号線の工事につきましては、先週災害の査定を受けました。受検を終わり、採択されましたが、今後は詳細設計を行いまして、また発注をしていきます。しかしながら、まだまだ時間がかかりますので、当面の間は通行止めが続くと思います。

そのような中、迂回路につきましては、やはり利用されている方もおいでになりますので、また早めに徐行の看板を増やしたりとか、あとは普通車以外のご遠慮願いますとかいうような看板を増やしまして、安全対策の強化に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（笹川広美議員） 南議員

○10番（南 昭榮議員） 次の再質問になります。

給水車の購入について提案をされておりましたが、地震災害などで水道管、上水道の通水不能を想定した井戸水活用と併せて、その井戸水の水質検査を実施し、指定する考えがあるのか、再質問をお聞きいたします。

○議長（笹川広美議員） 南議員、給水車に

関しては、質問ありましたかね。関連がないようになるかと思いますが。関連しての再質問、再々質問ということでお願いいたします。

○10番（南 昭榮議員） どうも失礼いたしました。

では最後に、災害復旧が一日も早く完了することを願って、質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、1番 三浦克欣議員

〔1番（三浦克欣議員）登壇〕

○1番（三浦克欣議員） まず私も、今回の地震で被災された全ての皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

1番目ですが、令和6年度より介護保険第1号被保険者、つまり65歳以上の方の保険料が改定され、これまでの月6,400円から400円上がり6,800円となりました。

令和6年度当初予算でも取り上げられ、その当時、保険料が増えるのか、高齢者介護の現状を考えれば仕方がないかなというふうに思っていました。しかしながら、5月中旬の新聞紙上で中能登町介護保険料県内最高額という記事を見て、大変驚きました。率直に何でということでした。こう思われた町民の皆さんも少なくなかったのではないかというふうに思います。

算出の仕方はよく分かりませんが、能登地域で過疎化、高齢化は進んでいるにせよ、奥能登地域に比べれば我が町は高齢化率もそんなに高くないという認識でいましたので、なぜ県下でトップなのかということで、質問をまずしたいと思います。

まず、①保険料設定の経緯と高額となる原因はどこにあるのか。

②保険料がこれ以上高くないような努力が必要だと思われるが、町として具体的な取組はあるのかについて、お尋ねいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 令和6年度より改定された介護保険料についてのご質問にお答えします。

まず1点目の保険料設定の経緯と高額になった要因は何かについてであります。

初めに、介護保険料は、介護保険法に基づき3年ごとに見直すことになっており、今回、令和6年度から8年度までの介護保険料につきましては、第9期介護保険事業計画策定委員会の答申を受け、決定したものであります。

介護保険料の額は、全国統一の算定方法で、各市町これまでの介護給付の実績や人口予想などから今後3年間の介護サービス量を推計し、算出された額となっています。

介護保険料の基準額は、平成27年度から令和5年度の9年間は月額6,400円で据え置いてきましたが、令和6年度から8年度の基準額については、高齢者の増加と介護給付費の増加により6,800円となり、当町が石川県の市町では最も高い額となりました。

今後、町では、人口減少や高齢化率の増加などがさらに進むことが予想される中、介護保険制度を持続的に継続していくために適正に算定された保険料の額と考えております。

次に、介護保険料の額が上昇した要因についてであります。介護保険制度については、保険制度であります。保険制度は、給付が増加すると、その分、保険料の額に反映されるものです。

町では、65歳以上の被保険者に占める要支援1から要介護5までの要支援、要介護認定率が全国、石川県、近隣市町と比較して最も高くなっており、特に要介護3以上の重度認定者の割合が高くなっております。

また、それに伴い、介護給付費のうち施設サービスの受給率が近隣市町の中で一番高く、国や石川県の平均値よりも上回ってお

り、これらが介護保険料の額の上昇に影響を及ぼしているものと考えます。

今後、介護保険料の額が継続的に上昇していく要因が多い中で、介護保険料の上昇をできるだけ抑制する施策を断続的に実施していく必要があると考えております。

次に、2点目の保険料がこれ以上高くないような努力が必要だが、町として具体的な方策はあるのかについてであります。この点については、介護保険サービスをなるべく利用しないで済むような施策を実施していく必要があると考えます。

特に、生活習慣病の発症予防から、重症化予防、また要支援、要介護状態にならず、心身ともに健康な生活を続けることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進し、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

町といたしましては、健康づくりと国民健康保険特定健診や後期高齢者研修を実施しております。

また、介護予防として、地域集会所などで地域つながりサロンや、いきいき百歳体操、シルバーリハビリ体操教室などの集いの場の設置及び活動支援を行っています。

そして、生きがいくりの社会参加として、生涯学習講座や生涯スポーツ活動など様々な施策に取り組んでおり、今後も効果的な事業を実施していく必要があると考えております。

介護保険法では、国民は、自らが要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとありますが、町民の一人ひとりが自身の健康づくりや介護予防、生きがいくり、社会参加に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 介護給付費がほかの市町に比べて高額になっているということで、しかも施設入所の割合が高いという理由

があるということでお聞きしました。

保険料が高額になったということには理由があるということで、その理由が分かっている、つまり課題がはっきりしているということです。3年で改定されるということで3年後にこれ以上上げないという明確な目標を持って、町民の皆さんと一緒に何か取り組んでいこうではないですかという話もこれからしたいと思うのですが、結局のところ介護給付費の額を抑える、サービスを落とさず質を上げるということだと思うんですが、いろいろな考えがあって、保険料は高いけれどもサービスが充実していて安心という方向性もあり、そのことで健康寿命100歳という話もありましたが、延びていくのであれば、それもありかとは思いますが。

また、高齢者介護を家族の問題ではなく社会、地域全体で支えていくという機運を高めていく仕組みづくりも必要かというふうに思います。

しかし、ここでは町民レベルで何ができるかということを考えてみたいと思います。よく言われているところの介護予防、そして健康寿命の引き上げ、よく言われているピンピンコロリな町を皆でつくっていこうということではないかというふうに思います。

その方法として、手厚い医療、リハビリ等医学的な課題はありますが、先ほど町長がおっしゃったように、いわゆる社会参加がこれからは大事だというふうに言われていて、以前、合田議員が男性のデイサービスへの参加率を上げるにはどうしたらいいか。eスポーツはどうかという提案もありました。

僕は、何らかの生産活動みたいなものがあれば面白いなというふうに思っています。後でまた提案しますが、私がここで提案したいのは、先ほど言いました中能登町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、ここにヒントがありまして、65歳以上の方のアンケートで、介護予防として取り組んでいることにつ

いてで一番多いのはウォーキングなんですね。町長もよく歩いておられるのも拝見いたしますけれども、冬でも毎朝欠かさずウォーキングされている方も見まして、今朝も日頃見ない比較的年齢の高い女性の方が歩いておられて、毎日歩いとるがですかと聞いたら、なんも仕事せんがになって太ってきたもんで歩いとるげんけど意思弱て毎日歩かれんげんわねということで、でも歩くこといいですねと言うとったら、金もかからんし、いいわいねというお話をお聞きしまして、まさにそうだなというふうに思いました。

何か町として、いわゆるウォーキングに特化した、私の台本ではアドバルーンというふうになっているんですが、今そんなものもないので、さっき言ったキャッチコピーというのをつくって、流れとして町が主導というよりも自分たちで何とかしようという取組が大事だと思っていて、我々の町にはウォーキングの団体もありますし、90歳過ぎても本当に元気に歩いておられるレジェンドと言われるお方もおいでますし、そういう課題に町民皆さんでつくっていく。そういう機運が欲しいなというふうに思っています。

先ほど言ったように、行政の方はいろいろ取り組んでおられますけど、さっきみたいに流山の例とか、何かキャッチコピーでみんなで盛り上げて、例えばみんなで月まで歩こうとか、そういうものを設けてみんなで取り組むというのがあってもいいかなというふうに思うんですが、その辺り、何かご答弁いただければと。お願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 介護予防をするには、私も毎日歩いておりますが、人間、前に歩くことしかできないんですよ。動物と一緒にですから常に前へ進んで運動するというようなこと。後ろへ下がるスポーツというのはあまりないと思います。水泳に背泳ぎがあるかも分かりませんが、常に前へ進んで運動をして

いくということが基本ですので、全く動物と一緒に前へ前へ進んで歩くということが必要だと思います。

今言われたように、旧町の時代は各町でウォーキングの集いとか、いろいろなオリエンテーリングを含めながら、町の史跡を巡ったり、神社仏閣を巡ったりというようなことをオリエンテーリング形式でやっておりましたが、ぜひ、歩くmy会という団体もありますので、歩くmy会の皆さんは毎週日曜日、どこどこへ行って出発して能登部駅から雨宮古墳とかへ行くというようなことで、結構高齢になってきておいでますが、そういう団体に話をかけて、また何かそういういろんな企画をしておいでますので、その辺に乗かってやっていかなければならないんじゃないかなということを思いますので、またその辺のことについては、おにぎりの隊もおいでますので、おにぎりのウォーキング会でもしていただいて、史跡も行くようなことに何か考えていただければ幸いです。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） この間、泥んこピックというのをやったときに、金沢のNPOの団体の方にお問い合わせしたんですけども、とてもみんな楽しそうにできて、そういう我々ができないところを民間の団体に委託するというのもすごいいい方法だなというふうに思っていて、そのNPOは今度、山形の中山町の町長肝入りでロゲイニングをするということで聞いていて、遊びに行つてようかなというふうに考えているんですが。

町長がおっしゃったように、歩いたり走ったりするというのは考えもすごい前向きというかプラス思考になるということもありますので、ぜひ町民の皆さんと一緒に保険料が高くない。そしてピンピンコロリ。この言葉がいいのかどうか分かりませんが、先ほど100歳、120歳という話もありましたが、そう

いう町をつくっていったらいいなというふう
に考えております。

ということで、次の質問に移りたいと思
います。

2 番目ですが、中能登町にとって令和 6 年
のスタートは、まさに令和維新と名づけても
よいと思います。私は12月の一般質問で、姉
妹町である紀宝町から防災意識を学ぶべきだ
と主張しました。記録を振り返ってみると、
地震の心配はありますが云々と述べておりま
す。今考えると、その時点で地震は来んだろ
うという他人事になっていたというふうに思
っています。

しかし維新、地震は1月1日、突然にやっ
てきました。他人事が自分事になった瞬間で
した。大きな悲しみ、苦しみ、そして計り知
れない大損害という犠牲を払って、我々は生
まれ変わらなければなりません。1000年に一
度の地震であれば、1000年に一度のチャンス
だというふうに思います。今やらずに、いつ
やるのかということです。

それを踏まえ、この6月に中能登町の復
旧・復興プランの素案が示されました。これ
は先ほど言った令和維新の憲法だと言っても
過言ではないと思いますし、そのくらいの覚
悟で臨むべきだというふうに私は思います。

テーマは「つながり復興」、そして基本理
念は「集約と強靱化」と記されています。私
は、この基本方針を、集約はコンパクトで機
能的なコミュニティ、いわゆるソフト面、
強靱化は自主防災組織の拠点となる災害に強
いハード面の強化と捉えました。

ここで、まずお聞きいたします。6月の素
案の段階で、この基本理念2点について、町
として具体的な方策をイメージされているの
かについてお聞きします。

何で素案の段階で今というふうに思われる
かもしれませんが、これは9月、12月にも同
じような質問で進捗状況を質問いたしますの
で、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 中能登町復旧・復興プラン
について、町の具体的な方策の有無に関し
て、まず1つ目の集約コミュニティ機能とネ
ットワークの現時点での具体的な方策の質問
にお答えします。

私を本部長とする町復旧・復興本部では、
復旧・復興プランの策定に当たり、地震対応
における振り返りを始めており、各地区の区
長さん、職員のアンケートを行いました。

さらに今後、全世帯の町民アンケート、多
分これは来月出ると思います。町民アンケ
ートやタウンミーティングを開催し、意見交
換会等を通じ、記憶を喚起し、課題の集約と
検証整理を進めていく予定であります。

各区長からの意見では、自主防災組織にお
ける対応について様々な課題も寄せられてお
ります。まずは課題についての組織間の横展
開を通じて意識共有を図ることが重要と考
えております。

その上で、ご質問の集約、強靱化につい
て、議員より自身の解釈によるお話も
ございました。ご提案の内容につきまして
は、集約、強靱化に要する重要な要素と私自
身、承知をしているところでありますが、今
回の地震によって、あらゆる要素や関連性な
どを踏まえ、さらなる検証と研究が必要と考
えております。

まずは被害に遭われた町民の皆様のお話を
聞き、意見を取りまとめることとなります
が、議員の提案を踏まえまして、地域防災の
意識の高揚やその方向性についてタウンミ
ーティング等を通じ、つながり復興の機運醸
成を図っていきたいと考えております。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1 番（三浦克欣議員） 横展開という言葉
がありましたが、町民の皆さんはみんな、そ
のプランの前に、ぼこぼこなあの道路を何と
か早くしてくれよという声もお聞きはしてお
るんですが、先ほどアンケートとかタウンミ

ーティングを開催していくということなので、アンケートのためのアンケート、アリバイづくりのタウンミーティングとならないように、よろしくお願いしますと思います。

障害のある方の権利宣言の中に、「私たちのことを私たちなしで決めないで」という言葉があります。「町民のことを町民なしで決めないで」でお願いしたいと思います。

そこで、私なりにこの半年間、この集約、強靱化について見聞きし、また関心があったらその現地に向かって肌で感じてきたことがある。この肌で感じるというのがとても今、SNS、インターネットとかがある中で大事だというふうに思っているんですが、ちょっとご提案というか報告させていただきます。

まず集約、いわゆるソフト面の強化についてですが、テーマは「つながり」にもあるように、防災云々という前に、どんなコミュニティをつくっていくのかの一言に尽きると思います。これまでの地区を中心とした自主防災組織が地区ごとにどのように機能したのか。私もその組織の中で、なかなか右往左往するだけで機能できなかった者として、その検証もとても重要だと思います。

私は、もう少しつながるという意味を含めて、より災害にスムーズに対応できたケースを参考にすべきだという考えから、2つの活動を紹介させていただきます。

まずは一つ、お隣、七尾市のコミュニティセンターの活動です。発災直後の2日か3日に、私、SNSのフェイスブックで活動を見て、やっぱり行かなあかんということで矢田郷のコミュニティセンターに向かいました。その拠点になっているのは旧のサンライブラザです。そこには600名から700名の方が避難されておりました。

そこを避難所として運営しているのは、市の職員ではなく、コミセン、つまり地域づくり協議会のメンバーで、スタッフとビブスをつけて走り回っているのは地域の方々であ

り、ボランティアの皆さんでした。当時、行政はまだ来ていないというふうにおっしゃっていました。

その頃、私が先ほど申し上げたように、自分自身何もできず右往左往していたので、具体的に活動している姿を見て、こんなシステムを日頃からつくっておかなければならないのではないかと痛感いたしました。後でお聞きすると、10年くらい、平成28年頃より、市民が主体的に地域づくりに関わるコミュニティセンター化に取り組み、自助、共助の強化のため、地域の課題に自分たちで解決していく地域づくり協議会を組織してきたとのことでした。

その活動が一つ。

もう一つ、災害支援ボランティアの活動についてですが、先月、NHKのニュースで、これからの民間団体とどう連携していくかが鍵ということで紹介されていて、これだと思い、すぐにコンタクトを取ったのですが、それはNGOの結という民間団体が七尾の旧西岸小学校に拠点を置いて、能登半島全体の被災地に、そこに集結する全国のボランティアを派遣しておりました。結だけでなく、幾つかのNPOも加わっていました。

その旧西岸小学校には、まず宿泊スペースがあって、お風呂もなかったのが、皆で手作りをして、まきのお風呂があって、御飯も皆さん交代で作るという滞在型の施設でした。グラウンドには多くの車両、重機が置いてありました。

代表の前原さんにもお話をお聞きしましたが、発災直後、夕方から仲間と連絡を取って、夜にはもう能登町に向かっていたと。中能登も通ったけれども、ここはすぐに回復するとの判断で、何で分かりましたかと言ったら、回復していないんですけれども、ここは大丈夫ということで、もう少し奥のほうに行ったということでした。

まず七尾市の廃校を紹介してもらって、2

日から活動しているとのことでした。まずは何も始まらないということは分かっていたので、道路の確保からスタートさせたということでした。私も1日参加し、能登町の倒壊した家の中から思い出のアルバムを探し出すという活動を行ってきました。

そのとき話したスタッフの話が印象的で、いきなり行政のスタッフが災害支援を行うこと自身に無理があると。皆さん本当に頑張っていていただけているんだけど、できないに決まっていて、そこを任せるシステムに問題があると。行政には行政のできることがある。我々全国の被災地を飛び回っている専門家に任せるところは任せてほしい。そういう経験、技術、ネットワークには自信があると。我々は、いずれ次の被災地に行く。だから地域の人たち、特に若い人たちに我々の活動を伝えていきたいというふうに話されていて、それこそ、つながり復興ではないかというふうに思いました。

その方のスタイルが、ぼろぼろのペンキのついたトレーナーで、しかもその方は地域の方と本当に家族のようにお付き合いされていて、その方は沖縄の方なんだけど、熊本地震のときに熊本に行って、今御船町に住んでおいでというお話で、すごい人がおるもんやというふうに思いました。

長くなるのでこれ以上話しませんが、ぜひ立案に関わるスタッフの皆さん、七尾のコミセン、NGO結とつながっていただいて、例えば、結とつながりを持っていくことで、我々が何年か後に元気を取り戻したときに、どこかで災害があったら結とともに給水車と、おにぎりのキッチンカーを持って災害支援に向かう。

そんなことも私イメージしましたし、保健所にもこんなのはどうかと提案してきました。そうなりたいというふうに思っています。私は喜んで行きますので。

もう1点、強靱化についてであります、

先ほどコミセンの話もありましたが、今はもう箱物ではなく、人づくりであるという段階に進んでいるということですが、矢田郷地区の施設を見て、災害時には箱物も絶対必要だと思いました。

たくさんの人の受入れ、ある一定の期間、生活の基盤となる、そういう箱物が必要である。その箱物の配置の間隔については議論が必要だと思いますが、幾つかの地区が集まる区域に一つ、災害に強い拠点を何年かかけて整備していく必要があるというふうに思います。

経験として絶対必要なのは、電気とトイレ環境を含む水の絶対的確保ではないでしょうか。何日間は電気、自家発電、水、井戸等の資源の確保に取り組んでいただきたいというふうに思います。

この2つが全てとは言いませんが、私がこの期間体験した中での今後のプラン策定に向けての意見であります。

矢田郷地区のコミセンの課題もたくさんあるということだったので、一緒に解決しながらコミュニティーを築いていってほしいというふうに思っております。

これは本当に最大のチャンスだと思っていますので、これは本当に先ほど言いましたけれども肌で感じる必要があります。ぜひプラン策定のスタッフの皆さんに出向いていただきたいなというふうに思います。

では、一言何かいただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員の質問の途中であります、ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮下町長

○宮下為幸町長 ただいま三浦議員より、N

GO結、そして矢田郷コミセン、早速、震災対応室に話をしまして、活動の詳細について調査を指示いたしたいと思います。

いろいろご提案の中で、三浦議員もボランティア活動にいろいろ出ておいでで、たくさんいろんな状態が分かっていると思います。私もボランティアに参加しましたが、そういう中でいろんなことで分かった面もあります。

これからそういう方たちといろんな意見交換会なりをしまして、ぜひまた三浦議員も混じられて、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 喜んで参りますので、ぜひよろしくお願いします。

最後に、自助という言葉、自立という言葉があるんですが、それを何だというふうに問われると、ある方が、きちんと他人に依存できる力を持つことであると聞いたことがあります。本当にそうだなというふうに思っています。

では、この件についての質問は終わらせていただきます。

もっとコンパクトに、本旨をしっかりと質問できるようにしたいと思います。

では最後の質問ですが、これはコンパクトに、端的に答弁を求めたいというふうに思います。

私は、中能登で一番好きな場所、それは碁石ヶ峰からの眺望です。これまで私のところに訪れたお客さん、中国とか台湾とかからの中学生とロシアからおいでた若者、それから大学時代の友達、娘の旦那、必ず碁石ヶ峰に連れていきました。

そういえば、元旦の朝も宮下町長に山頂でお会いしました。その数時間後に、まさか本当にでして、あの空を見ていた。思い出していたんですけども、そういう予兆は全くな

かったなというふうに思うところなんです。

碁石ヶ峰の眺望というのは今が一番きれいなんですね。もうちょっと前なんですけれども、邑知地溝帯の鏡のような田園風景、富山湾の向こうにそびえ立つ雪をかぶった立山連峰。ちょうど石川県の復興プランの能登らしさにも、壮大な自然が織りなす類稀な絶景、のどかな田園、海越しの立山連峰、トキの最後の生息地。まさに碁石からの光景だと思います。

私いつも山頂から眺めていて思うのは、おびただしい数の鉄塔と電線、その鉄塔、電線がなかったら本当にもっときれい、もっともっと自慢できるのになといつも思っています。昔は鉄塔ではなく、秋になると稲を刈った後のはざが立っていたなというふうに思っています。志賀町の向こうに見えるあの白い建物がなければ、その鉄塔もなかったのかなというふうにも思っています。

余談になるかもしれませんが、もし約20年前に珠洲の原発が建っていたら能登はどうなっていたんだろうと思います。

私も地震が起きて、NHKがとにかく逃げなさいということだったので、高台に逃げなきゃということで逃げたんですが、やはり碁石ヶ峰に向かっていました。車を走らせながら、もし志賀原発に何かあったら、我々家族はこのままだこかへ行って二度と戻ってこれなくなるかもしれんのかなというふうに頭をよぎりながら走っていたことを思い出します。

それで我々は、この何物にも代え難い財産、類いまれなこの光景を守っていかなければならない使命があると思います。町として、この景観をどのように守っていくのか、具体的な方針はあるのか、まずお聞きしたいです。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 町の景観を損なう人工的建

造物を建てるべきではないと考えるが町長に見解を問う。これ以上景観を損なう巨大風車等の人工的建造物は町内に一つも増やしたくないと考えるが、町長の見解を問うのご質問にお答えをします。

町では、景観法やいしかわ景観総合条例、いしかわ景観総合計画に基づき、県と協力しながら、町の良好な景観形成に関する施策を実施するように努めております。

景観法は、平成16年に制定された都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るための総合的な法律であります。また、いしかわ景観総合条例は、景観と屋外広告物の条例を一本化したものであり、いしかわ景観総合計画は、景観エリア、景観形成重要エリア、特別エリアといったゾーニングを指定することにより、地域特性に応じた景観形成を行うための基本的な計画であります。

町における届出対象行為となる工作物の建設等は、高さ13メートルを超えるものが対象となります。なお、高さが60メートルを超える建築物や風車などの工作物については、景観影響評価を実施することにより、必要に応じて石川県景観審議会が開催をされます。

事務の流れといたしましては、事業者から工作物を建設する市町や、必要に応じて建設場所周辺の市町へ景観影響評価書が提出されます。その後、県において審査会を行い、必要に応じて石川県景観審議会や町に意見を求めることとしております。

その際、指導や助言が必要とされる場合は、事業者への計画変更等の指導や勧告等がなされ、勧告に従わない場合、公表となります。

議員の言われる能登の里山を守っていくことは重要な課題と認識をしております。碓石ヶ峰、眉丈山から見える邑知地溝帯ののどかな田園風景は、残していかなければならないと感じておりますが、町では、いしかわ景観総合条例やいしかわ景観総合計画に基づき、

県と連携して進めていく以上、特定の事業について人工的な建築物の制限をかけることはできないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 景観のルールというか、よく分かりますが。

では別の質問の仕方なんです、中能登に移住される方がおいでます。本当にありがたいのですが、最近も羽咋の自然栽培塾の卒業生が中能登のあずま建ちの家に魅せられて、関西方面から羽咋ではなく中能登に移住されたという方もおいでました。

移住される方々は、なぜ能登、中能登に移住されるか御存じでしょうか。皆さん異口同音に、能登の里山なのです。しかも、能登、中能登を選んで移住していただいた方が中心となり、近隣に風力発電用の風車が建つという計画があることを知り、この里山に景観を損ない、また環境に決して優しくない大きな風車は必要なのかという活動をされております。本当に頭の下がる思いで、本来我々が取り組む問題ではないかというふうに思います。

また、将来、能登らしさ、トキのすむ能登を目指すのであれば、その風車はあってはならない建造物だというふうに思います。

これは景観とか環境とか、そういう問題ではなくて、問題なんです、これからのまちづくりをしていく上での大切な指針であり、その根拠を成す選択であるというふうに私は考えております。

町長のそれに対する考えというか、その覚悟をぜひお聞かせ願いたいです。まちづくり、どういうまちをつくっていくか。クリーンなエネルギーをどんどん取り入れて、そういうクリーンなエネルギーをつくる町にしていくんだというのも全然あれだと思うんですが、その辺り、方向性をどういうふうに考えておられるか、お聞きしてもよろしいでしょ

うか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 国においても、カーボンニュートラルの2050年までには中能登町も55%削減ということになっておりますので、再生エネルギーが必要ということは感じます。

ただ、眉丈山系にしても石動山系にしても、私としては風車ができるということは一抹の不安を感じますが、しかしながら、これからの再生エネルギー、そして原発が止まっている状況を見ますと、いつ原発が稼働するかも分かりません。地震によってかなりの時間を要すると思いますので、やはり再生エネルギーの必要ということで、景観は乱れると思いますが、私は必要不可欠だと思います。

地域住民の方の私は同意を受けているということを知っておりますので、今後どういふふうな形でなっていくのか分かりませんが、能登は里山里海であり、この中能登町には眉丈山系と石動山系があります。そういう中で邑知地溝帯があるということで、移住者からは、こういうところは日本にないところやと。すぐ20分ぐらい走れば富山湾、日本海、そして志賀のほうへ行けば15分で日本海というまれな地域で、日本にこういうまれな地域はありませんよと言われます。

私たちが生活していることに関しては、何ら普通の風景しか見えませんが、移住者にとってはなかなかこういうところは変わったところで、日本にまれということを言われますので、今後、景観を守りながら、風車は少しずつ準備しているらしいですが、その辺をしっかりと見ながら、これからのいろんな意味での対応というか、そういうのをしていきたいなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 三浦議員

○1番（三浦克欣議員） 多分すごい苦渋されるんだろうなというふうに思いました。

今、計画として、中能登町ではないんです

が、七尾市に2基の風車が建設されるということなんですけれども、そのことをこの間、七尾の人に聞いても誰一人知らない。中能登ではないんですが、住民の方の理解とおっしゃいましたけれども、本当に狭い地域の住民の方しか知らない。中能登町の多数の方に聞いても、そんな話あるのかみたいなことなのです。

なので、最後に私はここで言いたいのは、そうであれば、もっともっと町民、復興プランでタウンミーティングが開かれるということなので、地域づくりの一環として、こういう計画があるんだけど皆さんどう思うというようなことを、町民の皆さん、中能登町民の皆さんに聞いていただいて判断していただきたいというふうに思っております。

観光というのは、光を見るということなんです。その光をなくしていかないように、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

最後に、言おうか言おまいか迷ったんですが、時間があるのでアディショナルタイムということで。

最近、私、ツエーゲン金沢にはまっております、よくスタジアムに通っているんですけども、今年度、選手が入場するときのサポーターが歌う歌があるんですけども、その歌詞を紹介して終わりたいと思います。ここはサポーター席でないで歌えませんが、「麗しき 能登の街 我が誇り 愛し止まぬ街 前を向き 立ち上がろう 俺たちはいつも共にいる」と歌うんですけども、すごいしびれて、いつも力をもらうので、また町長、職員の皆さん、熱くなってまちをつかっていってほしいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） 続いて、4番 池島和喜夫議員

〔4番（池島和喜夫議員）登壇〕

○4番（池島和喜夫議員） 質問の前に、先

般、能登震災において犠牲になられた方、また被災された方、お悔やみを申し上げ、またお見舞いを申し上げたいと思います。

これを思うと、1月1日に地震があったということは、世の中に神仏なんていうものはないんじゃないかというふうなことを強く思うようになりました。じゃ、おらんがは分かったけれども、放っておけばいいがかというふうなことを考えると、そういうわけにもいかんやろうというふうなことで、従来どおり対応したいと思います。

通告に従いまして、質問に入ります。

町営墓地の利用について伺いたい。

中能登町には3つの墓地公園があるが、現在空きがあるのは墓地公園にのみやだけで、20から30基の余裕があるとのことであるが、墓地公園とりや及び文崎墓地公園は空きがない状態である。とりや及び文崎墓地公園の区画を増やし、利便性を向上させる気はないか。

このときに3か所とも、皆さん確認はされておられると思いますが、もし不備があったらそれは指摘をしていただきたいと思います。

私としては、川田地区の古墳公園横の空き地が墓地公園としてよいかと思います。家族で墓参りに行った場合でも、公園には子供向けの遊具などがあり、池にはボートなどがあり、墓参りを終えた後ゆったりと自然探索をしながら家に帰り、しばし思い出にふけりながら時を過ごす。このような一日があるべきかと思いますが。

ちなみに、町営バスのコースの途中でもあることから、バス停を新設すれば運転免許証のない人でも利用しやすいと思われるが、町長の返答を伺いたい。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 墓地公園の利用についてご質問にお答えをします。

現在、中能登町には、文崎墓地公園、墓地公園とりや、墓地公園にのみやの3つの町営墓地がございます。各墓地公園の区画数と使用許可状況については、文崎墓地公園は513区画、墓地公園とりやは169区画であり、どちらも全区画が使用許可済みで、議員の言われるように空き区画はない状況となっております。

墓地公園にのみやにつきましては、213区画で、現在100区画ほどの空きがあります。近年の新規使用許可数は、令和4年度が8件、令和5年度は3件、令和6年度は4月、5月で2件となっております。

墓地公園とりや及び文崎墓地公園の区画を増やすことにつきましては、まずは墓地公園にのみやのほうを活用していただきたいと考えております。その使用状況を見ながら、町全体として区画の不足が生じるようであれば、議員のご指摘のとおり墓地公園とりや及び文崎墓地公園の増設などについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） 理解はしたくないですけども理解します。

次の質問に入ります。

デマンドタクシーのコースの見直しについて伺いたい。

能登半島地震の罹災証明の申請のために、瀬戸地区、花見月地区の方々が行政サービス庁舎へ乗り継ぎなしで100円で行けるようにならないか。

このコースの見直しについては、以前より三、四回質問しており、その都度、タクシー及びバス会社との協議が必要であったり、令和6年度まで見直しができないなど、公共交通に関する協議会で決めることとなっているとのことであった。

能登半島地震により行政サービス庁舎へ出向く回数が増えたことで、より必要性が増し

たことであり、以前の言い方と同じである。
改めて町長の返答を伺いたい。

地震のために入浴所は憩だけとなっている
が、憩に行く足の確保は何かなるものでしょ
うか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 デマンドタクシーのコース
の見直しについてのご質問にお答えします。

現在、瀬戸、花見月地区の方がデマンドタ
クシーを利用して行政サービス庁舎へ行く場
合には、利用者宅前からデマンドタクシー
で、つくしの里または良川駅へ行き、とりや
コースのコミュニティバスに乗り換えて「道
の駅」織姫の里なかのとへ行き、ろくせいコ
ースのコミュニティバスに乗り継いで行政サ
ービス庁舎まで行くこととなります。

また、こしじ方面やとりや方面の利用者の
方も、行政サービス庁舎へ行く場合には同様
の乗り継ぎが必要となります。

議員の乗り継ぎなしの直接行政サービス庁
舎へ行くことを可能とするためには、まず、
中能登町地域公共交通協議会で協議し、その
後、国への協議や申請などを進めていくこと
になりますので、罹災証明書の受付期限であ
る6月28日までには間に合わないと考えてお
ります。

ルート変更などの検討、協議については、
現在、町地域交通協議会で地域公共交通計画
の策定をしております。デマンドタクシーの
件につきましては、その中の議題として協議
してまいりたいと思いますので、ご理解のほ
どよろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員） 池島議員

○4番（池島和喜夫議員） 今の答えも、そ
れなりに想定された答えでありました。これ
以上ここにおいて質問をするという機会はあ
るんでしょうけれども、今日はこれでやめて
おきます。

短時間でありましたが、ありがとうございました。

○議長（笹川広美議員） 続いて、5番 澤
良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 初めに、このたび
の能登半島地震により被災を受けられました
皆様並びにそのご家族の皆様にご心よりお見舞
いを申し上げます。また、ボランティア活動
等に携わり、様々なご支援をいただきました
たくさんの皆様にも心からお礼を申し上げま
す。

ここで、資料の配付を議長、お願いいたし
ます。

○議長（笹川広美議員） 資料配付を許可い
たします。

〔資料配付〕

○5番（澤 良一議員） さて、質問に入る
前に、本日の私の質問の趣旨を申し上げます。

あの日、私たちは一瞬にして、あまりにも
多くのものをなくしました。たとえ家屋の崩
壊は免れ助かったとしても、その後直面して
いる数々の問題に悩み、苦しみ、途方に暮れ
る町民の現実が今もあります。

一方で、町には震災復興対策室ができ、復
旧・復興に向けたプランの概要が示され、一
筋の光が見えてまいりました。

しかし一方で、その部署には、無償とはい
えベンツやボルボ、プジョーなどの高級外車
が配車され、パトロールや被災者支援に回っ
ているとのことでございます。また、さら
には2台のレンタカーが必要で、町の職員には
中能登町の町名の入った立派な防災服が必要
とのことで、370万円が6月の補正予算案に
計上される旨、災害復興対策室長から6月の
予算決算常任委員会で説明を受けました。

本当にそれらが今必要でしょうか。先ほど
来、財政負担の軽減を図るという言葉が町長
から度々出ております。まさにそのことは大
切なことだと思います。もしそのことが庁舎
内に共有化されて認識があれば、無駄遣いは

するでしょうか。そんな補正予算を立てますか。

今、家が潰れて、住むところもない人もいっぱいいるんですよ。私は幸いに自分の家です。ありがたいことです。先ほど神も仏もいないかという話もありましたけれども、本当に苦しんでいる人はたくさんいるんです。

そのときに、こういうたくさんの困窮する住民や、この町の現状を考えたとき、この町のお金の使い方や計画の立て方に大いに疑問を抱いております。

今後、長年にわたる復旧・復興プランを実現するには、その全ての基はやはり予算です。予算立てであります。トップの思い、覚悟を伴った予算が重要です。

緊急時といえども予算の立て方や執行の在り方に問題があるのではないかと、の素朴な疑問から、また今後の町政の適切な運営と公平な意思決定の運用を図るべく、本日は宮下町長にるお尋ねをいたします。時間が限られていますので、町長ご自身の言葉で簡潔にご答弁いただきますようお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問いたします。

まず1番、令和6年度当初予算について。

1月1日の大震災を受け、未曾有の被災の中、骨格予算とはいえ、令和6年度の当初予算に災害復旧費を計上しなかった町長の判断基準を伺う。正確な積算でなくても、概算でも結構ですから、当初予算に追加し予算化すべきではなかったのか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 令和6年度当初予算のご質問にお答えします。

当初予算に災害復興費を予算計上しなかった町長の判断基準を伺うについてであります。当時は各職員が限界に近い状態でありました。新年度予算に計上する災害対策費について協議する時間も取れない状況であったこ

とから、被災者対応を最優先とし、当初予算から計上しなかったところであります。

また、概算でもよいから当初予算に追加し、予算化すべきではなかったかにつきましては、災害対策関係予算については、多額の補正予算が必要と見込まれることから、慎重を期して精査を行うべきだと判断し、年度末に十分な協議をした上で計上したものであります。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど町長のご説明がございましたけれども、私は失礼ながら、事務方とすれば、あの混乱の中で正確に積算をする、そういう余裕はなかったと思います。それは私は理解できます。

問題は、行政トップとしての決断力、覚悟ではないでしょうか。次年度予算編成に向けた町長のそこに覚悟があったかなかったかだと思います。

七尾市長は、3月時点で、復旧・復興に向けた支援策を令和6年度当初予算に追加すると明言をされ、実行、予算化をされています。一度当初予算を上げたんですけれども、再度、市長の決断で追加で災害復旧にかけて予算化をされたんです。

七尾市以外でも、志賀町でもしっかり当初予算に計上されています。災害復興。資料Bのとおり、災害対応優先の当初予算となっております。当初予算の規模は、志賀町は昨年度の3倍、珠洲市は1.5倍、能登町は1.3倍、穴水町は1.2倍です。

我が町は1.0で102億円で、3年連続同額でございます。

再度お尋ねをいたします。あの時点で宮下町長は、震災の復旧・復興に向け、予算化をし、町民をリードし、守り、何としても災害復旧費を次年度当初予算に計上し、議会の承認を得て実行する覚悟や決意はありではなかったのでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 当時は1月、2月につきましても、本当に災害対応に関わる議論と情報が飛び交う中で、各職員は限界にも近い状態に必死に頑張っておりました。それを本当は予算計上すればベストだったと思うんですが、なかなか2月26日の内示会までには出せないということが分かりましたので、骨格予算で行こうということでやったわけです。

ほかの市町もちろん骨格予算で、輪島市は三百何十億、4月1日付で345億ぐらい専決しました。ほかの市町もあるように聞いておりますので、その辺を含めて、本当は骨格的な予算で出せばよかったんですが、ただ、いろんな状況下の中で、道路にしても川にしても田んぼにしても、その辺が積算の仕方が大変難しい。多分ほかの町に聞きましたら、どういうふうにやったんですかと言っても、半分、言ってみたら、ほかの市町には失礼かも分かりませんが、ある程度適当という感じで私はされたと思います。多分そういうような声もありますので、無意味にそこで予算を計上して、私は例えば中能登町は120億のものを170億にするとか150億にするとか、その辺はなかなか積算方法が難しくて概算的には出せなかったということで、年度末に概算はなかなかできなくて、専決で行こうということで、補正的な予算で行こうということで話し合いをしました。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長のお話も理解はできます。

例えば、今お話ししました中で、志賀町は非常に多額の3倍もの当初予算を計上したわけですね。その計上をするには、町長のお話のように、ある意味ではアバウトな、町長はアバウトとはおっしゃいませんけれども、そういうあまり根拠のないやり方でやったのではないかというお話でした。

私もそう思います。できないです。ただ、年度をまたいでやるというその方法も一つですけれども、ほかの町でやられたということは、その人たち、事務方の人たちは、遊んでおったわけじゃないと思うんですよ。もっと言うと、志賀町はうちよりもっと被災は大きいと思うんです。

そういう中でも当初予算に入れて、なおかつ3月の議会も開いた。一般質問も。

そういうことを思うと、これは戻りませんが、そのときに向かったトップの姿勢、そのことが職員の皆さん、それから町民の皆さんにも勇気を与える。102億が200億とか300億とかになると、それは分かりませんが、仮ですけれども、5億や10億や20億が仮に増えても、そこに町長の確固たる信念で物を語れば、私は議会も賛同すると思います。町民の方も、よしそれでいこうと。

ただ、その中には決して無駄なことは絶対ないと思うんですよ。そこが先ほど話をしました財政負担を減らすということだと思うんです。何でも小さくすればいいんじゃない。無駄なことは当然省いて、だけど、このことは要るぞというものが私は復興予算だと思うんですが、そのことを時間の制約もあったということですが、町長には、そういう決断をもって当初予算に入れていただいたかったなということでございます。

次に、2番に移ります。

2番、通年議会と専決処分について。

通年議会を標榜する中能登町議会ですが、町長は年度初日、4月1日に19億の専決処分を実行されました。その時期及び議会運営、今後の信頼関係等も考慮して、それを妥当とした町長の判断基準を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 通年議会と専決処分の質問にお答えします。

通年議会を標榜する中能登町議会だが、町長は年度初日に19億円もの専決処分を実行さ

れた。時期及び議会運営等の面を考慮しても、それを妥当とした町長の判断基準を伺うについてであります。まず、専決処分の時期につきましては、新年度の執行から応急的な震災対応事業を年度当初から順次実施するために、4月1日専決が必要であると判断をしました。

また、このことが執行部側と議会との信頼関係に与える影響についてであります。予算の内容については、災害対応に必要なものでありますので、議員の皆様並びに町民の皆様にご理解をいただけるものと考えております。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今の町長の言葉に、質問する前に、資料をお配りしました。その中で一番最初のAというもので、地方議会人というもので、議員研修誌、これは議員が毎月配られております。その中の今月号、6月号なんですが、ここに災害前と災害後に議会は動くべきかというタイトルで、いろんな記事が出ています。

その中の一つのページなんですが、これを見ていただくと、この真ん中にあるのは写真なんですけれども、これは埼玉の双葉町が東日本大震災を受けたときに、庁舎も全部壊滅的で議会が開けなかったんですね。そういう中においても議会を開いて決議をしたという写真なんです。

今ほど町長からお話がありましたけれども、専決処分ということでやる方法もあるんですけれども、一つの方法として、そういう状況下にあっても双葉町はこういうふうに議会を開いて議決をした。

そして、ここで傍線を引っ張ってあるんですけれども、ちょっと読み上げますね。「本来であれば、専決処分でも処理してもよさそうな議案もあったが、臨時会を開催し、議決するという選択を取ったことは、災害時であっても、議会が果たすべき役割を踏まえたもの

とみるべきであろう」。こんなふうな論評で、大変双葉町は高い評価を受けております。

また、同じく資料Cでございますが、ここには中能登町議会が平成29年度の町村議会表彰を受けたときの推薦文、これがCにあります。そこには以下の文言があるので、読み上げます。「中能登町議会は、平成28年より通年の会期制を導入している。メリットは、会議の予見性、いつでも開議、議会の判断による開議、そして、監視機能の強化として、専決処分の抑制がある。専決処分での議案件数を抑えて、議会の議決権を行使し、専決処分の範囲を「町長の専決処分事項の指定に関する条例」と定めた」云々とあります。

まさに専決処分を抑えて、議会の監視機能の強化として、議会の議決権の行使を高く評価したものでございます。この町の議会の誇りだと思います。

町長は、これらのことを考慮して、今顧みても一点の曇りもなく、年度初め、4月1日に19億の専決処分をした方法、それしか方法がなかったと断言されますか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 4月1日に専決処分しましたけれども、先ほど言ったように、いろんな意味で当初予算が組めなかったということで、その後、なぜ通年議会で専決処分を必要としたかは、当時、私も議員でありましたので、活性化委員長をやっております、そのときに九州の鹿児島県の阿久根市というところで市長が何でもかんでも専決で通したわけです。そういう流れがありまして、中能登町ではそういうことをしたら駄目やなと、町長に勝手に何でもかんでも専決させることはまずいだろうということで、その阿久根市の市長は不信任決議を出されました。不信任決議を出されて議会を解散したわけです。議会を解散して審判を仰ぐということで、それをやりまして、結局駄目だったんですけれども、市

長選挙もやりましたけれども市長が選挙をして負けたということで辞められたわけなので。それは日本全国的にそういう話ができまして、専決処分をなくそうということで、通年の議会制にすれば必要に応じていつでも議会、随時会議をその月に1回でも2回でも3回でも開かれるようなシステムにしようということで、通年議会の中で専決は駄目やぞということでやったんです。

ただ、今回こういう災害のときに、多分、議会基本条例の中にも入っておりますが、災害、豪雪の雪が降っていた時分にも、北陸自動車、福井のほうででかい災害が出ました。そういうときに、あの辺の市町は専決でやったわけです。通年議会もやってなくてやったんです。

多分、うちの3月31日の年度末の要するに専決処分には、そういう豪雪のやつも書いてあります。そういう中で、絶対議会は普通の専決は認めませんよということで、常に議会を利用して、いつでも随時会議を月に何回でもできるというようなシステムにしようということでやった。

今回は災害が完全にこういう規模的に全然、今までの未曾有な災害でしたので、これは確実にこれを利用してからやるべきじゃないかなということで、したわけであります。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 本当はもう一つやりたいんですけども、時間がないので、この後の質問の中で今の町長の答弁に対する質問を重ねていきます。

3番に移ります。専決処分の法的根拠について。

4月1日の専決処分の一部、職員時間外手当等8,000万円が地方自治法第180条に根拠立てられているが、その判断基準を伺う。

資料はHで、総務費の災害対策費の中にあります。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 専決処分の法的根拠のご質問にお答えします。

4月1日の専決処分の一部、職員時間外手当等に8,000万円が地方自治法第180条に根拠として立てられているが、その判断基準を伺うにつきましては、4月1日専決処分とした職員の時間外手当は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定に関する条例において、町長が専決処分することができる事項の災害における応急的な対応に関する予算の補正に含まれているものと判断をしたものであります。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今町長がお話しされました180条2項によるものというのは、私も十分承知をしております。

ただ、町長、議会は議決をする場所でございます。町長の専決処分を追認する機関ではございません。災害時だから何でも専決処分にする。ちょっと言葉は荒いですけどね。今のおっしゃった部分はそうなんです。そのとおりなんですよ。災害時については専決処分をするということは認められている。

今回も災害時なので専決処分18億5,900万をやられたということで、町長は何の問題もないと、こういうことです。

しかしながら、それを全て何かあったときに、災害時だから専決、年度替わりの4月1日ですよ。普通でいうと12月31日の除夜の鐘が鳴った。年が明けた1月1日に18億5,900万の専決処分。どう見ても、私は専決処分を否定するんじゃない。それは認めるんです。でも、そこに判断する余裕というか幅というか深さといいますかね、そういうものはなかったかなと思います。

町長の専決処分事項のさっき言った条例第2条の5項、災害や突発的な事故等は無条件に機械的に町長の専決処分事項に入れてしまうのはいかがなものかと、私は疑問を呈します。

幾らこのような有事とはいえ、金額の条件も何の制約もなくして今のことは認められているわけですが、これは町長への質問ではないんですけれども、これは今後、議長、議会としても、この町長と議会と認めた専決処分の事項、1から5つまでありますけれども、5番目の話を町長はされています。これはルールどおりなんです。

だけど今後、この5番については、何らかの条件をつけないとまずいと思います。専決という名の下で、悪いことをするというのではないんですよ。何の議会のコントロールも効かない。監視機能も効かない。これが180条なんですよ。通ってしまうんですよ。報告で済むから。

だから結果として承認をされるかもしれないですけれども、議会で議論をして、いろんな状況を理解しながら、その処分は妥当であるというふうに認めることが私は大切だと思うんです。

そこで、再質問いたします。

資料のHにもありますけれども、総務費の災害対策費の職員時間外手当と管理職特別勤務手当8,000万円の算定根拠となる内容について教えていただきたいと思います。例えば、この対象となる職員、正規職員が延べ何人とか、会計年度任用職員が何名とか、中長期派遣職員が何名とか、おおよそ延べ何人ぐらいの人をこの8,000万、これは管理職手当もあるんですけれども、管理職手当が幾らか。概算でいいんですけれども教えていただきたい。

これはなぜ聞くかといいますと、最初の質問で、なぜ当初予算に入れなかったかという質問の中に、職員が余裕がない、積算する時間がない、こういうことで当初予算から外したと。これは私も理解できました。

今度、4月1日に町長が専決処分をするについて、このことの根拠は当然分かっているはず。当初予算でないですから。ですから今

お尋ねをしています。

町長、分かるの？ 町長でもいいですけれども。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 途中で替わりますので。

8,000万円を打ったということで、管理職の手当と職員の手当を打ったということなんですけど、それは調べたら当時、3月までには時間外手当4,000万ぐらいあります。3月まで。それ以降は4月からですので、少しずつ間違いなく時間外手当は減ってきますので、その辺、職員もただ単に今日ここにおいて何もせんでもいいような仕事をしているのでは駄目だということで、自分で今日は1時間残業します、時間外しますというような申請をするように指示をしました。

ただ、4,000万は3月までには時間外の金で支払いはしましたが、ただ、今年の1年度にわたっての8,000万ということで予算を計上しましたので、その辺ちょっと詳しいことは担当課から話をさせます。

○議長（笹川広美議員） 田中参事兼生活環境課長

〔田中 智参事兼生活環境課長登壇〕

○田中 智参事兼生活環境課長 それでは、澤議員の質問にお答えをいたします。

町長が申し上げたとおり、4月1日の専決の時間外勤務手当8,000万円の内訳でございます。

この内訳につきましては、避難所、支援窓口、罹災証明書等の運営、それと公費解体、住宅関連事務、それと県の支援制度事務などの事業料を考慮いたしまして、積算につきましては100人分掛ける50時間分、50時間の単価といたしましては2,500円の6か月分。町長は1年分と申し上げましたが、6か月分の積算で合計7,500万円の一般職の費用プラス管理職で、管理職は一応今までの1月、2月、3月の実績も考慮いたしまして500万という予算を計上させていただいたものでござ

います。

以上になります。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど100人掛ける50時間の1年分ということで単価2,500円と、こういうことですね。——6か月。

質問するとまたなくなるんですけれども、4月1日の当初予算は6か月ですか、期間は。これはカウントするんだったらやめますけど。私は1年だと思ったんですけど。分かりました。町長は1年と言ったんですけど。

○議長（笹川広美議員） これは再々質問。

○5番（澤 良一議員） いや、やめます。

ただ、ここで新たに、町長は1年と言うし、計算した人は半年と。これは大変な問題です。だから皮肉で言いますけれども、根拠を持ってやられたはずです。当初予算に載せられなかった。時間がなかったから。だから年度をまたいだ4月1日に、1月1日にぼんと出した、8,000万。ですからそのときには根拠があると話で聞いたら、半年と言う人と町長は1年ということで、これはあまりよくないね。

これは質問に入れません。

それで、今お話があった半年なら半年としましょう。100人掛ける、延べ人数100人ですよ。掛ける50時間、掛ける単価、掛ける6か月、こういうことやね。

そうしたら、私は決して積算をするのにそんな時間がかかると思えない。2月の予算内示会がその後あって3月に承認されるわけですが、今おっしゃった。分かりませんよ。精密に計算して100になるか分かりません。100人掛ける50時間、掛ける6か月。これが根拠ということであるとすれば、こんな計算なんてすぐできるじゃないですか。

私は先ほどの話の当初予算に入れるということなぜこだわったかという、予算化することというのは、そこにきちっと計算すること、もう一つ一番大事なものは議会の承認

を得るということなんですよ。180条に基づいて専決処分をしたら議会の承認は要らないんです。

それと、なおかつ先ほどの災害時の云々全部できるんですよ。

ですから、今そこへ行くと時間がなくなるので具体的に聞いたんです。この8,000万の根拠の中の500万が管理職の手当で、7,500万の話を聞きました。その計算は非常にラフじゃないですか。100人掛ける50時間掛ける6か月、こんなのはすぐできるんじゃないですか。

ですから私は、これは当初予算に入れるべきものだったと思います。

ある近隣市町にも聞きました。それは、ちょっとニュアンスは違うんですけど当初予算に入っています。

ただし、入らない、先ほど言った会計年度任用職員とか中長期派遣職員云々のこれは計算がなかなかできないので、その分については4月に専決で入れたと。だけど通常の職員の——通常というのはおかしいね、正規の職員のものについては見積もって当初予算に入れましたと。こういうことも聞いています。

私は先ほどちょっと町長に失礼かもしれないんですけど、一点の曇りもなく、今いろんな状況を鑑みたときに、やはり当初予算に入れるべきものは入れるべきでなかったかということをお聞きしたんです。今、私、話しましたが、どうですか。100掛ける50掛ける2,500掛ける6か月。これってそんなに4月の当初予算まで待たなきゃできないんですか。できないとすれば、その根拠を教えてください。

○議長（笹川広美議員） 田中参事兼生活環境課長

○田中 智参事兼生活環境課長 質問にお答えをいたします。

あくまでもこの時間外勤務手当につきましては、4月1日から応急に必要なものの人件

費として計上しておりまして、あくまでも先ほども申しましたが、1月、2月、3月、この辺の実績を考慮した上で積算をさせていただきました。

当然単価は2,500円というものは出ますけれども、この時間をどう判断するかということが非常に重要で、今回この3か月分を考慮した上で積算をさせていただいたということでございます。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 田中参事の顔を見ていると質問できなくなります。大変一身に背負っています。

町長、これは、担当とすればこれ以上言えない。私は最初に言いましたけれども、財政負担を削減するという、そういうことが大変な命題になっているわけです。全てにおいて。

たまたまこういう質問を私していますけれども、今この8,000万のことについて、例えば参事がおっしゃった1月、2月、3月の平均をもってとおっしゃるんです。だから3月まで出ないと分かりませんということだと思うんですよ。だけどそういう石橋をたたくだけじゃなくて、おおよそ予算を組むときには、ある程度の傾向が見えてきたら分かるじゃないですか。

それから1月、2月、3月を見たときに、私は知りませんよ、時間。普通で考えれば1月、2月より3月は下がります。だからマックスこれだけだと見てやれば、すぐ3月、4月以降、普通でいけば下がります。

ただ、私は聞いてないのは、職員と会計年度任用職員の内訳とか、中長期派遣職員の内訳、ここまで聞いてないんですよ。大ざっぱな話をしているんですよ。そこまで多分計算してないと思うんです。今、私はそこまで求めません。

ただ言えるのは、そういう予算化をしてい

くときに、全部出なきゃ分からんというそういう予算立てだとすれば、予算と執行、それから成果、そこには大変な時間的なずれができて、後追い後追いになると思うんですよ。

ですから今聞いていることは、ほんの小さいことですよ。ほんの小さいことですが、そこに至っても、今私が質問しましたけれども、ほかの方はどんなふうに判断されるかもしれんけれども、それだったら事前に計算できるんじゃないのということだと思うんです。

今後、これ以上責めるつもりはないんですけれども、町長、今後のこれから補正もあります。専決はないと思いますけれども、いろいろあります、事情によっては。そのときに、そこまで吟味して一つ一つの項目を見て、金額の大小じゃない。私はけちれと言っていないんです。不要なものは、こっちに乘せるものは乗せて、議会の承認を得て堂々と執行すればいいんです。専決という年度初めに18億5,900万、ぽんとやっておいて、議会では承認が要らない。合法的。そういうやり方を選ぶよりも、最低限のことは要りますけれども、やっぱりこのことを機に、本当にこの町が復旧・復興に向けて立ち直っていくときに、先ほども言いましたけれども大事なのは予算ですよ。プランばかり立てるのは駄目ですよ。予算がなければ、基づいたプランでないとできないと私は思います。

そのときに、もちろん精査するには時間がかかるかもしれないけれども、精査する部分と、アバウトでこれだけということを両建てでやっていって、そのアバウトなことを町長のところへぱっと側近の人が行って、町長、実はこれぐらいだと。それは議会に言わなくてもいいですよ。その腹を持って、町長はじゃこう行こうというのが、町長の先ほどから言う決断とか覚悟とか、そういうことだと思うんです。大変失礼ながら申し上げます。

ですから、今後やる中では、当然6月の補

正予算も絡んできますけれども、十分その点、町長はヒアリングをされていますけれども、十分吟味して、こんなような質問が出ないようにお願いしたいと思います。

次に、4番に移ります。組織の活性化と公正公平な人事評価について。

町長就任以来3年が経過しましたが、公正公平な人事評価の下、人材育成と適材適所の配置が進み、職場のモチベーションの高揚と住民サービスは向上しましたか。町長の具体的な実績を伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 組織の活性化と公正公平な人事評価について、職場のモチベーションの高揚と住民サービスは向上したか、町長の具体的実績を伺うについてお答えします。

職場環境につきましては、常日頃から各課長に現状や課題などについて話を聞いたり、直接職員とコミュニケーションを取るなどして、人事異動を含めた職場環境の改善を行ってまいりました。具体的には、昨年度から主査と課長補佐の間に新たに主幹を設置し、今年度より参事を増やすことで組織の活性化を図っております。

職員が意欲を持って働ける職場をつくることが住民サービスの向上につながるものと考えておりますので、今後も職員とのコミュニケーションを大切にし、よりよい職場づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 今ほど町長のお話を聞きました。これは今まで何度も聞いたような気がします。一つ一つには、私は触れませんが、ちょっと飛びますけれども、私は人事に関して、昨年二度にわたり町長に、3月、6月の一般質問で副町長の県からの招聘と、2人の参事を配置し、総務庁舎だけでなく各庁舎ごとの2人体制を提案いたしました。

結果、昨年度それは何も実現しませんでした。再任用の参事をそのまま同じポジションに就かせたままで何の異動もありませんでした。

もし1年前の人事で県からの副町長が誕生していたら、また参事が行政サービス庁舎と総務庁舎に配置をされていたら、この町は今どのような変化が起きているのでしょうか。恐らく今回の震災対応で、県の支援が違っていたのではないかと思います。少なくとも3市3町に1人5万円の優遇措置にとどまらず、幾多の優遇措置が取られたことでしょう。これからも取られると思います。

副町長が県から出向しているわけですから、知事は放っておけるわけがございません。また、1年前に各庁舎に参事が配置されていれば、それぞれの庁舎内のガバナンスが強化をされ、有効なマネジメントの体制が確立をされ、今回の有事対応に対しても、もっと機動的な動きが取れていたことでしょう。

町長に伺います。なぜこれらの人事が1年前には取れなかったのでしょうか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 1年前に取られなかったと言われても、なかなかちょっといろんな面で難しい問題がありますが、今回、参事になられた方が5人ほどおいでます。5人ほどおいでますので、当然、57歳ぐらいになっていきますのであと3年間ぐらいしかないということで、その中から参事を選んでしようということで、前の総務課長とも話をしましてしました。

それによって、あらゆる面で、いろんな面でコミュニケーションもできるようになりましたし、課長・課長補佐会議というのをやっております。それを課長補佐を入れなくて課長会議だけ毎月やっているんですが、今やっている中でも毎月1回やることによって、皆さんいろんな意見、課長も言いますので、コミュニケーションが結構取れて、いいよう

な雰囲気になっておりますので、これから後ろは戻りませんけれども、後ろは答えられませんが、前に向かってやっていくというような方向性でやっていかなければならないということは思いますので、その辺、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長、私がお聞きしたのは、なぜ取れなかったかという話なんです。今の状況と、これからこんなふうにしていこうと。これはいいんです。なぜ取れなかったか。

私は、人事はタイミングが大事だと思います。それを逃すと、その逸失利益は挽回できません。時間は戻りませんから。ですから、今後とも大局的な観点から人事は行っていただきたいと思います。

今の町長のお話は、1年前も同じような話を聞きました。要はそれを実行するかしないかです、町長。職員の皆さんは、いろんな思いがあるでしょうけれども、私は全員と話をしたわけではございませんけれども、いろんなことが耳に入ってきます。

ぜひとも町長、今おっしゃったことは、今日、前向きな答弁が幾つかありました。これも前向きで、これは町長しかできませんから、町長の決断次第です。そのためには、やっぱり情報収集も必要でしょうね。

先ほど言いました公平な人事です。公平な評価。それをもって職員は本気になってきます。そういう秘めた力を持っている人はたくさんいます。ただ、それが日の目になかなか出れない状況にあるのも事実なんですね。それをあげるのとは公平な人事ですよ。評価をきちっとしてあげなきゃ駄目です。どこかでよんだ、誰かが、適当とは言えないですけども、誰かの恣意的なもので評価していたら駄目です。町長自らが確認をして、ヒアリングをして、年に2回ぐらいボーナスのときにはやるという。それは時間を割いてやって

くださいよ。あといないんですから。副町長も。

そんなことをお願いして、5番に移ります。経費削減と住民満足度の向上。

4月1日の専決処分の対象ともなった時間外労働だが、町長が指示をされた具体的な削減策を伺う。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 経費削減と住民満足度の向上として、4月1日の専決処分の対象となった時間外労働に対し、町長が指示した具体的な削減策を伺うについてお答えします。

震災発災から3月までは、通常の業務に加え、避難所運営、災害ごみの処理、被災申請の受付、現地調査、罹災証明書の受付、現地調査、罹災証明書の発行、住宅の応急修理など、多岐にわたる業務が職員の大きな負担となりました。結果として時間外勤務が激増したわけであります。

これにより、4月以降の復旧・復興に関わる業務量を踏まえ、4月1日、専決処分により災害対応に関する時間外手当を計上させていただきましたが、職員の時間外労働の削減を図るため、県などの中長期派遣を要望し、現在は復旧・復興部に11名の中長期派遣職員を迎え入れたところで職員の負担軽減を図っております。

以上です。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） 町長は、職員の仕事が増えたので、それに対して外部からの応援、中長期派遣ですか、そういう人たちをあてがうことによって時間外労働を減らしたと、こういうお話でした。

私がお聞きしたかったのは、そうじゃなくて、現在の人100人なら100人、200人中で、この人たちがやる仕事をいかにして時間の中に抑えるか。そこへ震災がやってきたんです。当然オーバーワークになる。当たり前なんです。それをどうするかということをお

聞きしなかった。

私は、これも町長も嫌になるほど聞くとと思うんですが、私は3年前の6月に議員になって初めての質問は働き方改革を聞きました。その中で聞いたのは、町長、すぐ分かると思うんです。

今この議場で、執行と議会と対峙して議論している。それ以外に、この後ろとかその横とかに十数名の、今日は数えていませんけれども課長の下を支える課長補佐とか、それから担当の方もいるかもしれません。

そういう方が毎回、この定例会に限らず、常任委員会であるとか特別委員会とか、そういう会議体に出ている。それに出ているということは、今もそうですよ。その間、今日なんかはもう4時を回っていますよね。その間、その部署へ行くと、課長からはじめ管理職の人たちは誰もいないんです、多分。そうすると、住民が窓口へ行ったときにちょっと難しい質問をしたときに、課長は留守、どこへ行ったんや。会議です、議会です。こういうことでしょう。住民自身もそこで消化不良です。

そしてそれがどうなるかというと、皆さんが帰られた後か、それから担当の方がずっと待っていて、その質問に対して指示が出たことを仕事しなければいけない。ということは、削減するどころか増える要因になるじゃないですか。

今ここにいて、多分後ろで全部聞いていると思うんです。その人たちがここへ出て答えるという場面はありますか。ほとんどないと思う。

町長のおっしゃるのは、それは将来課長になる人たちなので、議場の雰囲気味わう、勉強するんだと、こういうお話でした。でも、そのために各部署の残業を減らそうとか、働き方改革、生産性を上げようと、仕事の仕方に生産性を上げて、効率よい仕事をして残業を減らそうというのが普通ですよ。

そのことを考えると、待機して勉強のためにと待っているというのは、これは町長、コストパフォーマンスが悪いですよ。その犠牲がどれだけ無駄か。さっきの1時間幾らと計算すると、今待機している人たちの時間給は高いと思うんですよ。

ですから、まず町長、今待機している人を全部戻せばどうですか。これもできるのは町長ですよ。そのことによってどんな弊害がありますか。職員はみんな喜びますよ。

課長補佐が来た。実はこんなクレームがついている。何とかしてください。電話番号は。ずっと行くじゃないですか。朝からやっていれば。

そういう問題があるかどうかは知りません。ルーチンでやっていることが早く行きますし、さっき言った突飛なことも対応できるんですよ。この課長の下にいる人たちは。

それをここに縛り付けておいて、外部から派遣をしていただいて、やってもらっていますと。それは答えじゃないです、町長。安易な考え方です。

やっぱり財源負担を軽減するということであれば、そんなところにコストをかけないで、みんな帰って仕事しろと。いいじゃないですか。

雰囲気、ユーチューブでもありますし録画もありますし、今日恐らく夕方、午前中のやつはユーチューブに流れますよ。明日には今日の午後も全部流れます。全部見れます。

ですから、私は町長にそういうことをやってほしいなと思って聞いたんです。3年間たっても変わらない。参事がそのまま1年いたけど何にもできなかった。

町長、もうこれは、今このときにその決断を。今変えろと言ってもできないけれども、この後の、今度いつ何の会議があるか分かりませんけれども、それは課長が全部受けると。どうしても分からんことは後日でいいじゃないですか。

そんなふうにして、その人たちを帰すことが職場の働き方改革になり、また環境改善になり、みんながやる気が出てきますよ。そして本来の仕事に対する評価をきちっとしてあげて、そうすればコミュニケーションが進んで、職員のモラルも上がって、すばらしいと思うんです。

町長、いかがですか。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 いつも澤さんが言われる1年に4回の定例議会ということで、それは職員も自ら、いろんな皆さんの話を聞きながら、多分帰ってユーチューブを見ろといっても、なかなか見る人はいないでしょうから、ここ来て実際の声を聞いて、みんなが議会の一番大事な時ですから。4回と言われるように。大事なときに来て、皆さんのお話を聞いて、いろんな思いとか提案とか、これからしていくようなことが出てきますので、その辺また課長会議がありましたら、また話、こういういい提案が出ましたので、そういう話は課長補佐もおるといような話については、課長会議では、課長補佐会議をやっておったんですが、補佐会議もう来なくていいということで補佐は来ないんですよ。課長だけ来るようになりましたので、その辺また課長会議だけで話をして、よりよい方向にしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（笹川広美議員） 澤議員

○5番（澤 良一議員） すみません、最後はちょっと時間がなくてできないんですけども、質問の中で、このことは最優先で進めてほしいと。検討ではなくて進めてほしい。

それと、ユーチューブを見えていますよ、町長。見えています。いろんなものを見えていますよ。安芸高田市以外でもこの町長を見えていますよ。職員は見えていますよ。

極端に言うと、あの議員はどんなことを言っているか、みんな知っていますよ。みんな

とは言わんけれども。

だから勉強する機会はどれだけでもあります。ご心配ご無用です。

町長の決断一つ。ぜひそのことを前向きにでなくて、やるということをやってください。定例会だけじゃないですよ。今後の大会議室でやっていることも含めて、帰してください。絶対変わりますよ。その成果が出ます。来年またその質問をします。

ちょうど時間がなくなって、町長の三方よしを聞いたかったんですが、所長の語る場だったのに、すみません、時間がなくなりました。

そんなお願いをして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員） ここで16時35分まで休憩といたします。

午後4時25分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

続いて、2番 合田 宏議員

〔2番（合田 宏議員）登壇〕

○2番（合田 宏議員） それでは、6月定例会議、一般質問の大トリを務めさせていただきます。

質問に入る前に、一言申し上げます。

令和6年能登半島地震において亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

1月1日の発災以来、全国の自治体、ボランティアをはじめ多くの方々のご尽力により、被災地の状況は徐々に改善されてきています。また、内外から寄せられた義援金や温かいメッセージなども被災者の大きな力になっていると思います。ご支援いただいた全ての皆様に心より感謝申し上げます。

また、現在も被災地でボランティア活動をしている皆様には、暑さ対策などを考慮し、行動をお願いいたします。今後も引き続き息の長いご支援をいただければ幸いです。

それでは、一般質問に移ります。

通告に従いまして2点お伺いします。

まず1点目、熱中症対策についてです。

近年、地球温暖化の影響により猛暑日や熱帯夜が頻発し、熱中症のリスクが年々高まっています。特に高齢者や子供は熱中症にかかりやすく、重症化しやすいので注意が必要です。

今回の質問では、学校における熱中症対策と、高齢者の熱中症対策について、それぞれ伺います。

まず、学校における熱中症対策です。

1点目、飲料水の確保はどのようになっているかです。学校では児童生徒が小まめに水分補給できるような十分な飲料水を確保しているのでしょうか。また、具体的にはどのような飲料水が用意されていますか。さらに、児童生徒が熱中症にかかりやすい時間帯には、特に意識的に水分補給を促すような対策はありますか。

2番目、体育、プール授業の対応についてです。猛暑日が予想される場合は、体育やプールの授業の内容や時間帯などをどのように調整していますか。また、授業中に児童生徒の体調を確認する体制はどのようになっていますか。熱中症の兆候が見られた場合の対応も具体的に教えてください。あと、夏休み期間中のプール利用の中止、延期基準はありますか。

続いて3番目、学校設備の対策はです。校舎内や体育館などの施設において、暑さ対策はどのようなものが行われていますか。また、エアコンの設置状況や扇風機等の利用や、日陰となる場所の確保、緑化などの取組はありますか。

ここからは高齢者への熱中症対策です。2

点あります。

1点目、外出時のクーリングシェルターについてです。高齢者が暑い日でも安心して外出できるよう、町内にはどれくらいクーリングシェルターが設置されていますか。クーリングシェルターの設置場所や利用方法について詳しく教えてください。

2番目、電気代高騰対策です。電気代高騰により、エアコンの使用を控えざるを得ない高齢者もいると思いますが、そのような方々への対策はありますか。例えば、高齢者向けの割引制度や省エネ家電の貸出しなど、具体的な取組があれば教えてください。そのほか、高齢者が熱中症を予防するために役立つ情報があれば教えてください。

以上5点、お伺いします。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 熱中症対策についてのご質問につきまして、夏季授業やプール、部活動など学校における猛暑対策につきましては、後ほど教育長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

それでは、高齢者への対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の外出時に立ち寄れるクーリングシェルターが町内にはどれくらい設置されているのかにつきましては、結論から申し上げますと、現在検討を行っているところで、指定したところはありません。

ここで、クーリングシェルターの指定要件について申し上げます。熱中症による死亡者数が増加していること、また熱中症予防の必要性が国民に浸透していないといった背景から、令和6年4月より環境省が熱中症対策の強化を目的に、これまでの熱中症警戒アラートの1段階上位に熱中症特別警戒アラートを創設しました。

この熱中症特別警戒アラートの発表時に、高齢者や諸事情でエアコンを使用できない住

民などが避難することができる指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを町が指定できるようになったものであります。

指定に当たっては、環境省令で定めている施設基準に適合しなければならないなど条件はありますが、町においても町民の健康に関わる被害を防止するため、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、クーリングシェルターとして公民館を利用することはできないかにつきまして、クーリングシェルターを指定する場合は、事前に開放可能日と開放時間を公表し、警報が発表された場合は必ず開放しなければならないとされていることから、現時点では人が常駐していない地区の公民館を町が指定することは想定しておりませんが、今後の研究課題として考えております。

次に、利用に当たって何か必要なものはあるかのご質問ですが、今後、町が指定した施設を利用される場合は、飲料水などはご自身で準備をしていただくことを想定しております。

次に、2点目の電気料高騰によるエアコンの使用量を控える方もいると思うが、対策はあるかについてお答えします。

高齢者の方は、経済的理由や身体的理由などにより、エアコンをつけずに過ごされる方も少なくないように思われます。一方、暑さや水分不足による感覚機能が低下し、暑さに対する体の調整機能も低下してくるため、熱中症に対し、より一層注意が必要となります。

そこで、高齢者の方が熱中症にならないためには、水分補給と暑さを避ける対策が必要となってきます。厳しい猛暑が予想される夏に向けて、高齢者の方々に対し、今と昔の暑さの違いや、熱中症の発症リスク、節電に配慮したエアコンの利用方法などを理解していただき、適切にエアコンをつけるよう、ご家族や友人など身近な人による日頃からの声か

けが効果的であると考えていますので、町民の皆様のご協力をお願いをいたします。

町といたしましては、現時点で高齢者向けのエアコン購入の割引制度などの導入については考えておりませんが、熱中症警戒アラートの発令時には、注意喚起と同時に対策についての情報を発信し、広く住民の予防行動につなげていきたいと考えております。

また、高齢者が熱中症を予防するために役立つ情報としましては、エアコンの上手な使い方や、1日当たりの水分、塩分の補給量などについて書かれてあるリーフレットを用いて、民生委員による独り暮らしの高齢者などの見守り訪問や、ケアマネジャーや相談支援員による要支援者への訪問活動、または地域のサロンなどで繰り返し注意喚起を行ってまいります。

以上であります。

○議長（笹川広美議員） 林教育長

〔林 大智教育長登壇〕

○林 大智教育長 合田議員の夏季授業やプール、部活動などの学校における猛暑対策についてのご質問にお答えいたします。

この時期、学校で一番怖いのは熱中症です。それで、全ての教員は生徒の様子を本当に細かく観察しています。

まず1点目の飲料水の確保については、学校としてはスポーツ飲料水を保健室に備えております。1本2本というレベルではありません。1ケース、2ケースのレベルでありまして、補給対応が取れるよう十分に配慮しておりまして、私の経験の中では足りなかったことはありません。

また、児童生徒は各自、自宅から水やお茶などを入れた水筒を持参して登校しております。教室ではもちろんのこと、体育の授業や屋外授業でもいつでもすぐに水分補給できるように携行しております。体育の授業でも持っていております。

また、教員からの指示、また自分の判断

で、授業中であっても必要なときは水分補給をしており、熱中症警戒アラートが発令されている場合には、体調に変化が現れる前に小まめな休憩、水分補給をしております。

次に、２点目の体育、プール授業の対応については、熱中症警戒アラートが発令された場合、原則、運動は中止です。

部活動については、暑さ指数を基に、学校長、顧問の判断により、あらかじめ練習メニューや涼しい時間帯に変更するなど工夫しております。早速、今年の夏の部活動なんですが、中能登中学校では８時及び８時半から始めて早期に終わるということで、バスが今まで１３時半だったんですが、迎えに来る時間を早めてほしいということで、臨時バスを１１時もしくは１２時に出すことにしております。こういった形で工夫しております。

暑さ指数によっては、部活動自体を中止することがあります。

教員は、熱中症に限らず、児童生徒が体調不良を訴えたり、その兆候が見られる場合には、速やかに保健室に連れていきます。授業中であっても、横のクラスの先生から声がかかった場合にはすぐに担架、それから車椅子等を保健室から持って行って、全先生方、生徒で初期対応をしております。万が一に備えて、ＡＥＤのほうも３か所ありますので取りに行くという状況で実施しております。

最後に、３点目の学校設備の対策は完備されているかについては、全ての学校の教室に空調設備が完備されているため、涼しい環境で過ごすことができます。

このうち体育館については空調設備が整備されていないのが現在の課題です。この整備については、多額の費用を要することから、教育委員会としては計画的な整備ができるように財政当局と相談してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○２番（合田 宏議員） 学校の熱中症対策については、十分に分かりやすく、丁寧な答弁をいただいたと思います。

子供たちの健康については、やっぱりこれからの中能登町を担っていく子供たちなので、みんなで大切に見守っていただけたらなと思っております。

２番目の高齢者の熱中症対策なんですが、再質問ではないんですが、公民館の利用というのは、もう少し地区の区長さんなりとお話ししていただいて、常にということはないですが、暑いというのが分かれば、公民館を開放して、クーラーを使って、そこでみんなで健康体操なんかができるようなものを取ればいいんじゃないかなと思いました。

あと要望となるんですが、つい二、三日前に、私、かほく市の七塚にある図書館へ行ってきたんですけども、そこにはウオーターボトルというんですか、置いてありまして、来場される方が誰でも飲めるような施設がありました。

こういうのも、暑さ対策じゃないですけども、水分補給には必要じゃないかなと思いますので、図書館なり、これから学校施設にあつたら、ちょっと大変かなと思うんですけども、何かそういうものもあればいいんじゃないかなと思いますので、その辺は要望としてお伝えしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

なかのと健康プラン21についてです。

中能登町が策定した第３次なかのと健康プラン21において、生活習慣病や認知症対策など、町民の健康課題に向けた重点課題が挙げられています。しかし、具体的な対策については詳細が十分に示されていないと感じています。

そこで、以下４点お伺いします。

１、第３次なかのと健康プラン21において、重点課題の具体的な対応は。

２、学齢期における運動機会の現状と確保

について具体策はあるか。

3、健康と運動を結びつけた企画はあるか。

4、第3次なかのと健康プラン21の周知について具体的にどのように行うかについて。

以上4点について伺います。

○議長（笹川広美議員） 宮下町長

○宮下為幸町長 なかのと健康プラン21についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の第3次なかのと健康プラン21における重点課題の具体的な対応についてお答えします。

2点目以降は、担当課長に説明させます。

第3次なかのと健康プラン21は、第5次国民健康づくりにおいて見直しがされた基本方針を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、令和6年度から12年間の計画として今年4月に策定をいたしました。

第2次計画からの課題としましては、がん検診の受診率の伸び悩み、高血圧、糖尿病、メタボリックシンドローム該当者の割合が増加傾向にあること、肥満傾向にある小中学生の割合も県や国より高いことが挙げられます。

これらに対する取組として、町民一人一人が健康づくりの意識を高め、生涯にわたり個々の健康状態を踏まえ、生活習慣病の発症や重症化を予防するために、令和6年度より若年層から健康診査を受けられる体制を整えました。

具体的には、国民健康保険加入者の健康診査の対象を30歳から19歳に引き下げております。その他、歯科健康検診の対象を40歳、50歳、60歳、70歳、76歳から、20歳、30歳へも拡大し、実施をしております。

次に、2点目の学齢期における運動機会の現状と確保についての具体策はあるかにつきましては、学齢期における運動の取組は、自分が続けられる運動を見つける、体育の授業でしっかり体を動かす、クラブ活動や地域活

動に積極的に参加することとしております。

これ以降は担当課長より報告をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員） 山辺健康保険課長
〔山辺浩久健康保険課長登壇〕

○山辺浩久健康保険課長 それでは、3点目の健康と運動を結びつけた企画はあるかについてですが、町では、特定健診後の生活習慣の改善の一環として、運動の習慣化を目指した健康運動教室というものを行っております。教室終了後は、地域の運動教室の紹介を行うなど、継続的な運動の機会の確保につなげております。

最後に、4点目の第3次なかのと健康プラン21の具体的な周知方法につきましては、町広報やホームページにおいて既に公表しているところであります。

また、9月の健康増進普及月間に合わせて、運動、食生活、休養、健診の受診など、さらなる健康寿命の延伸を目指した啓発とともに取り組んでまいります。

本計画につきましては、毎年度、地域の関係機関、関係団体の代表の方からのご意見を聞きながら進捗管理を行い、課題の改善につなげていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） なかのと健康プラン21について、私の疑問というか、感じていたことについて丁寧に説明していただけたのかなと思いますが、4番目の健康プランの周知について具体的にどのようなことということで、ホームページとかというのはあったんですけれども、9月からの月間があるということなんですけれども、町の放送を使って、今週はこれをしまししょうよ、こういうスポーツをしまししょうよとか、何かそういうことで意識づけするような放送もあってもいいのかなと思いましたので、何かそういうこともご検討願えればなと思っております。

これは質問ではないので、検討ということをお願いいたします。

再質問を一つお願いいたします。

子供や高齢者など、それぞれの世代に合わせた企画について、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員） 山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長 それでは、再質問にお答えいたします。

子供や高齢者など世代に合わせた健康と運動を結びつけた企画について、どのように考えているかということですが、プランの中では、健康の取組につきましては、子供のほうでは、日常生活の中で発達段階に応じた親子での触れ合い遊び、体を使う遊びなどを通して、自分の好きな運動、続けられる運動を見つけ、身体活動を高めることとしております。

また高齢者におきましては、介護予防として行っている地域のサークルやサロンの参加を促し、健康講座や運動の実践を取り入れながら積極的に体を動かす機会の確保に努めてまいります。

日常生活の中で身体活動を増やしながら生活リズムを整え、健康な生活が送られるよう取組を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） 再質問に対しての答弁、ありがとうございます。

今のお話の中にあつた高齢者のほうなんですけど、高齢者の運動機会ということでサロンや講座ということなんですけど、私、9月だったかな、質問のときにもお話ししたと思うんですけど、男性の参加者が少ないということで、eスポーツを取り入れてみてくださいみたいなことを言ったつもりなんですけど、それに対してはどうなっているのかなということも質問したいなと思うんですけど、それは再々になってしまうので、こちらのほうの要

望という形で、またeスポーツの検討もしていただいて、高齢者、特に男性の方のスポーツ、サロンの参加を促していただければなと思っております。

また、子供さんの親子との触れ合いに関してなんですが、もう私も子育てが終わってしまって、触れ合いとかとなってくると久しくないので、またそういう機会があつたら見学させていただければなと思っております。

それでは、もう1点お聞きいたします。

第3次なかのと健康プランにおいて、子供から高齢者まで共通する取組の中で、新しい取組は何かありますか。

○議長（笹川広美議員） 山辺健康保険課長

○山辺浩久健康保険課長 第3次なかのと健康プラン21において、子供から高齢者まで共通する取組の中での新しい取組についてのご質問にお答えいたします。

町では、歯と口腔の健康づくりの推進の中で、フッ化物洗口による虫歯予防の推進に取り組み始めたところであります。

当町の3歳児歯科検診の結果は、県内の他市町と比較して、虫歯がある3歳児の割合が高い状況が続いております。また、小中学生の虫歯の罹患状況も県平均より高い状況が続いております。

そこで、町では、令和3年度より歯の質を強くする対策として、1歳から3歳児のフッ化物の歯面塗布による虫歯予防に取り組んでおります。また、今年2月からは、保育施設におけるフッ化物洗口を4歳児、5歳児で行っております。

乳幼児期からの虫歯予防につきましては、切れ目ない取組を進めてきておりますが、町長からのゴーサインも出ておりますので、今後も虫歯になりやすい歯の生え変わり時期が終わる中学生まで、さらにフッ化物洗口の取組を拡大しながら効果的に取組を進めてまいりたいと考えております。

歯と口の健康は、健康な体をつくる上で大

変重要なことであり、生活の質にも大きく影響してきます。乳幼児期からの虫歯予防と、20歳から全年齢の節目で歯科検診が受けられる体制を整える中で、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 合田議員

○2番（合田 宏議員） 大変すばらしい取組だと思います。フッ化物洗口ということで、乳幼児から中学卒業までという形だと思うんですが、健康は食からとよく言われますので、虫歯のない環境づくりというものが健康と運動等につながってくるんじゃないかなと思います。今後もこういう取組をぜひ取り入れて、推進していただければいいなと思っております。

ちょっと話というか、私の思いなんですが、子供たちの運動不足が指摘されている中、当町においても同様の傾向が見られるということが書いてありました。運動不足は生活習慣病や肥満などの健康を引き起こす可能性があるため、本当に早急な対策が必要じゃないかなと思っております。

また、健康増進のために運動習慣の定着が重要だと思います。町民の皆さんが楽しみながら運動できるような企画を積極的に実施していただき、運動習慣の定着を促進していただければいいなと思っております。

第3次なかの健康プラン21は、町民の健康増進を支える重要な計画です。町民一人一人が健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組めるよう、町全体で取り組んでいくことが重要だと思います。

今回の質問を通して、計画の内容をより詳細に理解し、町民の皆様の健康増進に役立てていくことを期待しております。

これで私の一般質問終わります。

○議長（笹川広美議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後 5 時07分 散会

◎散 会

令和6年6月18日（火曜日）

○出席議員（11名）

1番	三浦克欣	議員	8番	林真弥	議員
2番	合田宏	議員	9番	笹川広美	議員
3番	角久子	議員	10番	南昭榮	議員
4番	池島和喜夫	議員	11番	甲部昭夫	議員
5番	澤良一	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	古玉いづみ	議員			

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	山辺浩久
教育長	林大智	土木建設課長	笹谷学
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	藤岡桂一
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	清酒秀樹
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	木幡嘉広
税務課長	土屋金蔵	総務課担当課長	竹林明美
長寿福祉課長	田嶋洋子		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 貴 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 18 日 午後 3 時 00 分開議

日程第 1 議案第 7 号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第 9 号 令和 6 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 10 号 令和 6 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 11 号 令和 6 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 12 号 令和 6 年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第 13 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

(追加日程第1)

同意第1号 教育委員会委員の任命について

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（笹川広美議員） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員） 日程第 1

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第 7 号から議案第13号までを一括して議題とします。

以上の案件に関し、各常任委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会 甲部昭夫委員長

〔総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案 1 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案 1 件についての質疑、意見などは、ございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 1 件については、全会一致で可決をいたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 次に、教育民生常任委員会 古玉いづみ委員長

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案 2 件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案 2 件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案 2 件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 次に、予算決算常任委員会 林 真弥委員長

〔予算決算常任委員会委員長（林 真弥議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（林 真弥議員） 予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案 4 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第 9 号 令和 6 年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第 2 款総務費の一般管理費、定額減税補足給付金事業 3 億 2,228 万 2,000 円について説明を求めたところ、令和 6 年度税制改正で行われる所得税、個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支払うものとの説明がありました。

次に、同じく企画費、結婚推進事業の委託

料50万円について説明を求めたところ、令和5年度の事業は2月から3月にかけて出会いの場イベントを開催する予定であったが、震災により中止となった。今回、県の地域少子化対策重点推進交付金の内定を受けたことに伴い、出会いの場を提供する事業を中能登町結婚推進員の会に業務委託し、若者等縁結び出会いの場創出推進事業を実施するものとの説明を受けました。

次に、第3款民生費、老人福祉施設費7万6,000円の減額について説明を求めたところ、老人福祉センターゆうゆうは地震により施設が被災したこと、また、小規模多機能施設ラポールみおやは運営状況などから、それぞれの施設の指定管理の取消しにより令和6年度から町管理となったことに伴い、予算の組替えを行ったものとの説明を受けました。

次に、第9款消防費、防災対策費の消耗品376万2,000円について説明を求めたところ、現在、職員は作業服を着用しているが、災害時には、自治体の名称が分かりやすく活動的な防災服を着用することに効果があるとのことご意見を応援に来ていただいた自治体の皆様からいただき、役場職員が着用する防災服を購入したいものと説明を受けました。

同じく、備品購入費3,219万円について説明を求めたところ、災害時の断水における応急給水能力を向上させるとともに、迅速な給水活動に備えるため、応急用の給水車1台及び給水タンク5基を購入するものとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、学校教育事務局費の使用料及び賃借料74万9,000円について説明を求めたところ、タブレットを活用し英語力のレベルを上げるため、AI英語教材TerraTalkというソフトのIDアカウント利用料である。この教材は、授業や自宅においても発話や会話の基本練習が行えるなど主体的に学ぶことができ、英語の教育をしっかりと身につけていく。また、教員においても学習状況の

管理やきめ細やかな指導ができることから、業務改善につながるものと説明を受けました。

次に、同じく保健体育総務費の体育施設維持管理事業の工事請負費1,230万9,000円について説明を求めたところ、古墳公園とりやの遊具を更新するもので、老朽化が進んだ滑り台とブランコを撤去し、新たにユニバーサルデザインのブランコと飛び跳ねて遊ぶベッドジャンパーという遊具を設置するものとの説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、付託された補正予算に係る議案4件では、議案第9号の一般会計補正予算は賛成多数で可決、議案第10号及び議案第11号の各特別会計並びに水道事業会計の補正予算は全会一致で、それぞれ可決をしました。

なお、今回報告いたしました結果は、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（笹川広美議員） これより、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑のある方はご発言願います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員） これより、議案第7号から議案第13号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 澤 良一議員

〔5番（澤 良一議員）登壇〕

○5番（澤 良一議員） 私は、議案第9号
令和6年度中能登町一般会計補正予算に、
反対の立場で討論いたします。

この震災有事の補正予算として、町民にとって本当に必要な事業かそうでないかを再度精査し、至急予算の見直しを要求するものです。

町長は6月5日、定例会初日の提案理由説明で、令和6年能登半島地震の発生から5か月が経過しましたが、町内には依然として震災の爪痕が残っている状況であり、町民の皆様の日常生活に多大なご不便をおかけしておりますことに心よりおわび申し上げますとあります。また、町の財政負担を軽減できるよう取り組んでおりますとも話をされました。

私たちは、ついこの前のコロナ禍においては、不要不急の外出を控えました。一方、このたびの震災有事においては、どうあるべきでしょうか。それは、不要不急の出費を控えることであります。

限られた財源の中で、疲労こんぱいした町民にしっかり寄り添い、今、町民に本当に必要で、町民が望む事業、施策を優先させるべきではないでしょうか。

しかるに、6月7日の予算決算常任委員会で、震災復興対策室長から、防災対策として防災服370万円、またレンタカー2台が必要であるとの説明がありました。防災服を新調したいその理由を尋ねると、背中に大きく中能登町の町名を入れたものにしたいと。それを見ることで町民が安心するという、そういうことでした。これは、言わば外見から町民の信頼を得られるかのごとき、誠に都合のいい独善的解釈にすぎません。

防災対策費として、新たな防災服やレンタカー2台は、この震災有事下にあって本当に必要ですか。名前が必要なら、中能登町の名前の入ったゼッケンをつければいいんです

よ。またレンタカー2台、今、町の公用車は何台あるんですか。レンタカー2台分の余分の車はありませんか。いっぱいあるじゃないですか。

私は、1週間くらいずっと台数を数えました。特に行政サービス庁舎、たくさんあります。これが1月、2月のあの混乱の中であれば、それは車が要ったでしょう。今6月ですよ。どれだけ車が要るんですか。レンタカー2台ですよ、今この時点で。無駄遣いじゃないですか、そんなことは。本当に財政負担の軽減をしなきゃいかんとおっしゃっているんですけど、本当に真剣に取り組んでいますか。

それは町から来るお金がどうのこうの、そんなんじゃないですよ。まず自分たちの出費を抑えることですよ。そのことに本当に考えたこの一般会計補正予算ですか。

防災服とかレンタカーというのは一つの例です。こんなことだけではないんです。いろいろあるんです。もちろん大事な施策はありますよ、99%。であつても1%そこに無駄であつて、それが町民に理解を得られない、町民に喜んでもらえないようなことをやっているのは駄目ですよ。車があるのに何でレンタカーを借りるのですか。

1月1日、あの日、多くの被災者は実にたくさんの大切なものを失いました。今もつらく苦しい生活を余儀なくされています。被災された多くの皆さんは、今あるものの中で必死にやりくりをされています。仮設住宅に避難をされた方は、携帯電話やテレビを新しいものに変えますか。

中能登町復興・復旧プランの基本理念は、つながり復興です。つながりとは信頼関係の構築です。つながり復興を目指すこのプランの中心にあるのは、この町に住む住民であります。行政と住民との信頼関係が大前提のプランです。

町長、この現実を見ても、今新たに防災服

を新調されますか。レンタカーを借り続けますか。町民の理解は得られますか。

先般、4月1日の専決処分は、明らかにそれに適さない事業であっても議会は議決することができません。しかし、今回のこの補正予算は堂々と議決ができます。答えは明白にノーです。震災有事にあっても駄目なものは駄目なんです。ならぬものはない。

以上により、私は、議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算に反対をします。

良識ある議会人として議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 古玉いづみ議員

〔6番（古玉いづみ議員）登壇〕

○6番（古玉いづみ議員） 私は今回、議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。

もちろん被災された町民の皆様に寄り添うということが大前提の上で、予算委員長の報告に沿って、私の考えを述べさせていただきます。

まず、報告にありました歳出の総務費、定額減税補足給付金、こちらは皆さんも御存じのように、定額減税が国の指導の下、行われますが、そちらの定額減税の実施に伴い、減税し切れないと見込まれる方に対し、速やかにその差額を給付金として振り込むものとなっております。こちらは、国民全員が同じように同じベネフィットを受け取るべきであるという、そういった前提に基づいているものと私は理解しております。

次に、企画費、結婚推進事業です。こちらは昨年度の2月から3月にかけて行われるべきだった出会いの場イベント、こちらは震災により中止となりました。今、少子化が本当に過去最低となっている。この出生率を見て

も分かりますとおりの大きな問題となっている中で、出会いの場を創出する、そういった結婚推進員の会に業務委託をし、出会いの場を創出していただく、そのような予算となっております。

そして、第9款消防費の防災対策費です。こちら、今し方言われました作業服をふだん着ているんですが、活動的な防災服を購入したいと。そして自治体の名称が分かりやすくする。今ほども、ゼッケンでいいんじゃないか、ビブスでいいんじゃないかというようなことを委員会でもありました。ですが皆さん、考えてみてください。ゼッケンやビブスをつけているような職員が本当の職員であるという確証はありません。防犯の観点から、大きく中能登町と書いてある、みんなでそろえた防災服を着用していることが、町民の方にとっても、そして職員にとっても安全、安心につながりますし、それが防災だけではなく防犯の観点からも重要であるというふうに私は考えます。

今の私たちの着ている防災服は、ここに小さく中能登町議会と書いてあるだけで、はっきり言って町民の方は分かりません。ただの作業服を着ている人にしか見えないんです。それではやっぱり安心して私たちの話を聞いてもらうこともできない。そういった観点から、私は大きく中能登町と入った防災服が必要であるというふうに考えます。

そして、同じく備品購入費。こちらは応急用の給水車、そして給水タンク5基を購入するものです。説明にありましたように、給水車は最低15か月、注文してから届くまでかかります。最低ですよ。今本当に喫緊の課題として給水車が必要となっている。これから何かあったときに絶対に持っておきたいものの、15か月もかかるんです。今のこの予算で通さなくて、注文しなくてどうするのでしょうか。

そして、第10款教育費、こちらも教育長の

言われた、これから町が推進していく3つの教育の中の一つ、英語力のレベル上げ、こちらに大きく寄与するアプリの導入となっております。

こういったようなことを鑑みましても、今回のこの補正予算、町民の皆様に寄り添いながらも、前を向いてしっかりと希望あふれる中能登町をつくっていく。そうした意味でも賛成を私はして、この予算を大事に、そして町民の皆様のために有効に使っていただきたいと考えます。

議員の皆様のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番 三浦克欣議員

〔1 番（三浦克欣議員）登壇〕

○1 番（三浦克欣議員） 私は、議案第9号 令和6年度一般会計補正予算について、反対の立場からお話しさせていただきます。

理由は以下2点であります。

まず1点目は、町の予算はどういう基準と
いうかどう判断で決められているのかと
いう単純明快な疑問からであります。

地震以降、春辺りから複数の任意団体が復興のためにこんなイベントをしたい、町民の皆さんを元気にしたいと町に支援を申し入れても、回答は復旧・復興優先でということで、お金も極力人もお出しすることはできませんが、応援はいたしますというお話がされたとよく聞きました。

「はて」というやつなんですけれども、では何を応援してくれるのでしょうかという話なんですけれども、僅か数万円のお金も支援できないのかと。

公のお金ですので、そんな簡単ではない。仕方がないと諦め、皆さん、熱い思いで自分たちの持ち出しでいろいろ活動されておりますが、その一方で、簡単にとは言いませんが、スタッフ活動ユニフォーム、防災服作成

のために約370万円が計上されている。ユニフォームは僕も必要だとは思っています。

ユニフォームは象徴的な話で、そもそものように予算案というか、その枠組みが作成されるのか。ユニフォーム370万円計上できるのであれば、うまくやりくりして数万円程度の町民の皆さんへの応援ができるような融通の利く仕組みはつくれないかという単純な私の思いが、まず反対理由の一つです。

もう一つなんですけれども、もう1点は直接この議案には関係ないということなんです
が、専決処分への警鐘を鳴らすものであります。私は、こちらの理由のほうが比重が大きいです。

地震以降、1月、2月と災害復旧のため、緊急的に迅速な対応が迫られての専決処分による予算執行が行われました。これは本当にやむを得ないと思いますが、しかしながら、この6年度4月の専決処分はどうか。この場でしか私の考えを反映する場所がないので、ここで述べさせていただきたいと思います。

地方自治法179条によって、緊急な必要があればということですが、地震という緊急時だからやむを得ないというふうには思います。しかしながら、ここでこれ以上、専決処分という手法に対する我々のアレルギー感というか、そういうものを失いたくない。安易に専決処分を行わない。専決処分はあくまで最後の手段であるという認識で私は考えています。

一連の6年度当初予算、そして4月の専決処分、この6月の補正予算の流れの中で、この4月の専決は本当に必要だったのかという疑問を込めてということで、以上2点の理由で反対したいと思います。

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 次に、原案に反対

者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第7号 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてについて採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第8号 中能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてについて採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第9号 令和6年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 賛成、反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

本案について、議長は、原案のとおり可決することに裁決します。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、

議案第10号 令和6年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第11号 令和6年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第12号 令和6年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案3件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号から議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員） 次に、議案第13号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更

について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員） 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りします。

ただいま宮下町長から、同意第1号 教育委員会委員の任命についての同意1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程表を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時37分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員） 追加日程第1、同意第1号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命についてであります。

今回、教育委員会委員に成田 惟氏を最適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和6年6月30日から令和10年6月29日までの4年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎採決

○議長（笹川広美議員） 同意第1号 教育委員会委員の任命について

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

これより、同意第1号 教育委員会委員の任命について採決を行います。

お諮りします。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会

○議長（笹川広美議員） 以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は終了いたしました。

これをもって、令和6年度中能登町議会6
月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 笹 川 広 美

署 名 議 員 合 田 宏

署 名 議 員 角 久 子